

市 庁 舎 本 館 事 務 棟 ほ か ト イ レ 改 修 工 事 【 機 械 設 備 】

[illegible]

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事
2	工事場所	朝霞市本町1丁目1番1号（朝霞市役所）
3	工 期	契 約 日 から 令和9年12月28日
	現場施工期間	契 約 日 の 30日後 から 令和9年11月30日

4 建物概要						
	建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備 考
①	本館事務棟・本館議場棟	RC 造	B1F～5F、PH	7,346.18		
②	別館	S 造	1F～5F	2,493.16		
③						
④						
⑤						

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）		工 事 種 別					
建物別及び屋外		①	②	③	④	⑤	屋外
工 事 種 目							
○	空 気 調 和 設 備						
○	● 換 気 設 備	－ 式	－ 式				
○	排 煙 設 備						
○	自 動 制 御 設 備						
●	衛 生 器 具 設 備	－ 式	－ 式				
●	給 水 設 備	－ 式	－ 式				
●	排 水 設 備	－ 式	－ 式				
○	給 湯 設 備						
○	消 火 設 備						
○	厨 房 機 器 設 備						
○	ガ ス 設 備						

6 指定部分 ※無 ・有
対象部分： 工期：令和 年 月 日

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）

1. 専任期間の始期

請負契約締結の日から、○（現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2. 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3. 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、
工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要
本館事務棟トイレ及び別館1階バリアフリートイレの改修を行う。

10 同時期発注の関連工事
・ 建築工事 ・ 電気設備工事
※別添 工事工程表（参考）のとおり

11 資材等の搬入・搬出
市庁舎内への資材等の搬入・搬出時間は、市役所の開庁時間を踏まえ協議により決定する。

Ⅱ 工事仕様

1 共通仕様

- (1) この工事は特記仕様書、図面に示すほか、埼玉県機械設備工事仕準共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大官庁買付管轄部監修及び建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準準則（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督官の指示に従い施工する。
- なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- (4) 工事提出書類は、朝霞市公式ホームページ「工事提出書類の様式ダウンロード」による。
<https://www.city.asaka.lg.jp/shoshiki/8/shoshiki.html>
- ## 2 特記仕様
- (1) 章※印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、◎印の付いたものがなければ、※印を適用し、○印のものも適用しない。
◎印※印の付いた場合は、共に適用する。

●

一

般

共

通

事

項

特

記

事

項

項 目		特 記 事 項																																																											
①	機 材 等	本工事に使用する設備機器等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び優先先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7.7.1.1を含むの有無を確認し、7.7.1.1を含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。																																																											
②	電気保安技術者																																																												
③	施工条件	・ 置く ※置かない 施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・ 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。																																																											
4	技能士の適用	・ 配管施工（配管工事） ・ 建築板金施工（風道制作及び取付け） ・ 熱絶縁施工（保温工事） ・ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付け）																																																											
⑤	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩濁度および⑪残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の運用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。試験は上記の飲用に供する場合のみに使うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																																											
6	監督員事務所	本工事で ・ 設ける（規模 ） ※設けない																																																											
⑦	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																																											
⑧	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																											
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・ できない																																																											
10	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・ 本工事とする。																																																											
⑪	建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・ 構外搬出適切処理する。																																																											
⑫	埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類																																																											
13	再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ・ 使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																											
⑭	発生土の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・ 別途） (1) 引渡しを要するもの（ ） (2) 買取処分を要するもの（ ） (3) 再生資源化を図るもの（ ・ 硬質塩化ビニル管 ） (4) 特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。																																																											
⑮	容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																											
⑯	配 管	(1) 地中埋設配管（排水管を除く） 1) 地中埋設標（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・ 不要 2) 地中埋設鉄（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・ 不要 3) 埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・ 不要																																																											
⑰	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力 K^H 及び設計用鉛直地震力 K^V （ K^H （ $K/2$ ）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 設計用水平地震力																																																											
		<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>上層階</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>屋上及び塔屋</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><td></td><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td>1.0</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><td></td><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td></td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td></td><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></table> （注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階） 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵設備 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)		<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6		(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4		(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																									
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																									
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																									
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																																									
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																									
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																									
⑰-1	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																											

(18) 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。
空気調和設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
蒸 気 管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ
	床下、暗渠内(ビツ内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅱ
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・(イ)・Ⅱ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気接管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ
	床下、暗渠内(ビツ内、共同溝を含む。)	D・(ハ)・Ⅲ
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・(ハ)・Ⅲ
温 水 管 （膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ
	床下、暗渠内(ビツ内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・(イ)・Ⅰ

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。

- 屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキン[®] ・SUSラッキン[®]
 ○保温化粧カバー（※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製）
 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、7.3のラ化粧原紙を使用する。
 3. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材）とする。

ダクトの保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
長 方 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（イ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・（イ）・XⅠ
	屋内隠ぺい、DS内	Ⅰ・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	K3・（イ）・XⅠ
円 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・（イ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・（イ）・XⅠ
	屋内隠ぺい、DS内	N・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	P3・（イ）・XⅠ
消音内貼り	サプライチャンパー	M・（ロ）・Ⅹ
	消音チャンパー・消音エルボ	L・（ロ）・Ⅹ

注) 1. 厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。

給排水衛生設備工事の保温の種別			
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別	
給 水 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ	
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ	
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ	
	P S 内及び空隙壁中	—	
	県営住宅 P S 内	c2・(ハ)・Ⅶ	
排水及び通気管	床下、喫煙用(ヒューム、共同溝を含む。)	—	
	屋外露出(ハ)ルーフ、開放廊下を含む。)	—	
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	屋内露出（一般居室、廊下）	—	
	機械室、書庫、倉庫	—	
給 湯 管	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ	
	P S 内及び空隙壁中	—	
	屋外露出(ハ)ルーフ、開放廊下を含む。)	—	
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ	
膨張タンク、空気排管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ	
	P S 内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ	
	屋外露出(ハ)ルーフ、開放廊下を含む。)	—	
	及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(イ)・Ⅰ	

- (注) 1. 消火、排気及び通気管のうち入気口の場合は塗装を施す。
2. 排気管の管理が別表二層管、空気V.Pの場所は、保温を要しない。
3. 施工種別の材料及び施工順序(3.4)に替え、アルガラス化耐紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、(※保温ウール・ロックウール)とする。
5. 消火管内露出部保温仕様は、e3、(ハ)・Ⅶとする。
6. 使所内露出スハ管及び流入し露出スハ管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する使所(特別支援学校等)以外の使所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール、グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。

※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。
・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。

また、屋外で熔融垂鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。

特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。

ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

19 防凍保溫

②〇 塗 装

② 電 線

●	一般共通事項	22	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について×線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
●	一般共通事項	23	管の埋設深さ	(1) 公道上では、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
●	一般共通事項	24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
●	一般共通事項	25	絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ※全て絶縁フランジ
●	一般共通事項	26	他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
●	一般共通事項	27	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
●	一般共通事項	28	保 険	受注者は工事物資及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
●	一般共通事項	29	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
●	一般共通事項	30	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発6022第2号)による ・使用を要しない
●	一般共通事項	31	誘導電動機	三相誘導電動機は JIS C 4213 (IE3) トップランナーモーター とする。
●	一般共通事項	32	完成図書 の 電子納品	完成図書の電子納品適用ガイドライン ※適用する ※適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
●	一般共通事項	33	そ の 他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
●	改修一般事項	1	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項となる。
●	改修一般事項	2	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感ある足場に関する基準」に適合する手すり、中さんび幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
●	改修一般事項	3	既存部分養生・ 既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・
●	改修一般事項	4	備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取直し、接続は本工事
●	改修一般事項	5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ・A種 ※B種 ・C種
●	改修一般事項	6	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
●	改修一般事項	7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・ インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品
●	改修一般事項	8	あと施工アンカー の種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
●	改修一般事項	9	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
●	改修一般事項	10	総 合 調 整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
●	改修一般事項	11	既設基礎等の解体 はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
●	改修一般事項	12	アスベスト事前 調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石棉含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事または市長あてに報告すること。
●	改修一般事項	13	そ の 他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。

2024.

○ 空 気 調 和 設 備		(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。	18 空気熱源ヒートポンプ空調機 標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 H F C (R 4 1 0 A、R 3 2 又はR 4 0 7 C) (注 1) R 4 1 0 Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注 2) R 3 2を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	11 擬音装置 12 そ の 他	トイレブースに設置する。 衛生設備器具の適用等の必要ことは別途衛生設備器具表による。	(注) 1.リサイクルVP、リサイクルVU は JIS K6741 の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-VP、RS-VU 又は、REP-VU は標準仕様書第2編 2. 1. 2. 6 による。 2.雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。 3.原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部は Y 4 5 度で行う。 4.樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。																																																																																										
	1 設計温度	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>26.0℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>22.0℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。		外 気		屋 内						温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	26.0℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	22.0℃	%	℃	%	℃	%	● 換 気 設 備	① 長方形ダクト ※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧シタ製ダクト亜鉛鉄板製区分 ※B区分）・高圧製ダクト（亜鉛鉄板製※B区分） ※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（V U） ・耐火二層換気管 ※フレキシブルダクト（ ・保温付 ・保温無） (注) 1 使用区分は図示による。 ② 円形ダクト ③ 風量測定口 ④ チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300x300 ・300x500 ※400x600 ・550x750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 ⑤ ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（V U）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける ⑦ 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN ・（ロ）・X I とする。 保温施工範囲は、給気用O Aダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はh ・（イ）・Ⅹとし範囲は図示による） ⑧ 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	● 給 水 設 備	① 配管材料 配管材料は、※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。 <table><tr><th colspan="2">施 工 箇 所</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td rowspan="3">上 水 配 管</td><td>床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管 ※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>キッチン、浴室等の湿潤箇所（内配管）</td><td>※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>地中埋設部（水道直結部分）</td><td>・HI-VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・</td></tr><tr><td>地中埋設部（一般部分）</td><td>※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・</td></tr><tr><td>県営住宅 住戸内</td><td>※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>便所天井内、P S内（注5）</td><td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>湿潤シンダー内配管</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td>地中埋設部（一般部分）</td><td>※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・</td></tr><tr><td>便所天井内、P S内（注5）</td><td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td></tr><tr><td rowspan="4">中 水 配 管</td><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr></table> (注) 1.SUS とは、JIS G 3448またはJWWA G 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（ ・圧縮（ ） ） ※拡張 便所 ・廊下流し廻り露出配管（※拡張）とする。 2.ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1Iによる。 3.飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4.建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用樹を設ける。 5.口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6.高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（P E100）を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。 7.地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。 8.樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。 9.住戸内は、さや管ヘッダー配管システムとする。	施 工 箇 所		管 種 別	上 水 配 管	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管 ※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	キッチン、浴室等の湿潤箇所（内配管）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	中 水 配 管	地中埋設部（水道直結部分）	・HI-VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）	中 水 配 管	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	中 水 配 管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	中 水 配 管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	中 水 配 管	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	● 給 水 設 備	2 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。 ③ 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。 4 量 水 器 ※観メーター（※貸与品 ・ ） ・子メーター（※買い取り・ ） 5 量水器樹 ※水道事業者指定品 ・標準図MC形 ⑥ 弁 類 規格はJ I S又はJ Vとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び標準仕様書による。 7 水 栓 柱 ・防寒コンクリート水栓柱（1200L） ※不凍給水栓 8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c）） 9 検針方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。 10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。 11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	○ 給 湯 設 備	② 洗面器等の排水管 ③ 満水試験継手 4 樹の適用 1 配管材料 ・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆銅管（M鋼管） ○一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） 2 絶縁フランジ 取付部は下記による。 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 3 弁 類 (1) 規格はJ I S又はJ Vとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1Iによる。 4 ガス瞬間湯沸器 ※屋外設置の潜熱回収型 ・PS扉内設置の潜熱回収型 5 電気給湯器 飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。	○ 消 火 設 備	1 配管材料 屋内消火栓用 一般配管 ※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設 ※SGP-VS ・H1VP ・高密度ポリエチレン管（消火用） 消火用 一般配管 ※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設 ※SGP-VS ・H1VP ・高密度ポリエチレン管（消火用） 不活性ガス消火用 ※ STPG370（白）Sch40 ・ STPG370（白） Sch40 連結散水 一般配管 ※SGP（白） 2 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））	○ ガ ス 設 備	1 配管材料 ○都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はP E管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 ・ SGP（白） 地中埋設 ※ P E管 2 ガス漏れ警報遮断装置 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。 3 液化石油ガスの供給権 ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。	○ 厨 房 設 備	1 厨房機器の固定 2 シンク用水栓 3 安全装置の機能の適用 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。
		外 気		屋 内																																																																																												
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																																							
	夏 期	37.1℃	47.1%	26.0℃	%	℃	%	℃	%																																																																																							
	冬 期	0.5℃	49.4%	22.0℃	%	℃	%	℃	%																																																																																							
	施 工 箇 所		管 種 別																																																																																													
	上 水 配 管	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管 ※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																													
		キッチン、浴室等の湿潤箇所（内配管）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管																																																																																													
		保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																																													
中 水 配 管	地中埋設部（水道直結部分）	・HI-VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・																																																																																														
	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・																																																																																														
	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）																																																																																														
中 水 配 管	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）																																																																																														
	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）																																																																																														
	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																														
中 水 配 管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
	湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
中 水 配 管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																																														
	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・																																																																																														
	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）																																																																																														
中 水 配 管	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）																																																																																														
	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																														
	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
	2 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・しない	● 換 気 設 備	① 長方形ダクト ※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（ ・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（ ・A区分 ※B区分） ※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（V U） ・換気用耐火二層管（大臣認定品） ※フレキシブルダクト（ ・保温付 ・保温無） (注) 1 使用区分は図示による。 ② 円形ダクト ③ 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入口ダクト、空調機出口チャンパーの分歧ダクト ④ チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300x300 ・300x500 ※400x600 ・550x750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 ⑤ ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（V U）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける ⑦ 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN ・（ロ）・X I とする。 保温施工範囲は、給気用O Aダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はh ・（イ）・Ⅹとし範囲は図示による） ⑧ 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	● 給 水 設 備	① 配管材料 配管材料は、※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。 <table><tr><th colspan="2">施 工 箇 所</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td rowspan="3">上 水 配 管</td><td>床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管 ※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>キッチン、浴室等の湿潤箇所（内配管）</td><td>※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>地中埋設部（水道直結部分）</td><td>・HI-VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・</td></tr><tr><td>地中埋設部（一般部分）</td><td>※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・</td></tr><tr><td>県営住宅 住戸内</td><td>※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>便所天井内、P S内（注5）</td><td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>湿潤シンダー内配管</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td rowspan="3">中 水 配 管</td><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td>地中埋設部（一般部分）</td><td>※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・</td></tr><tr><td>便所天井内、P S内（注5）</td><td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td></tr><tr><td rowspan="4">中 水 配 管</td><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管</td></tr></table> (注) 1.SUS とは、JIS G 3448またはJWWA G 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（ ・圧縮（ ） ） ※拡張 便所 ・廊下流し廻り露出配管（※拡張）とする。 2.ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1Iによる。 3.飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4.建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用樹を設ける。 5.口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6.高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（P E100）を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。 7.地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。 8.樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。 9.住戸内は、さや管ヘッダー配管システムとする。	施 工 箇 所		管 種 別	上 水 配 管	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管 ※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	キッチン、浴室等の湿潤箇所（内配管）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	中 水 配 管	地中埋設部（水道直結部分）	・HI-VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）	中 水 配 管	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	中 水 配 管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	中 水 配 管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	中 水 配 管	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管	● 給 水 設 備	2 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。 ③ 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。 4 量 水 器 ※観メーター（※貸与品 ・ ） ・子メーター（※買い取り・ ） 5 量水器樹 ※水道事業者指定品 ・標準図MC形 ⑥ 弁 類 規格はJ I S又はJ Vとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び標準仕様書による。 7 水 栓 柱 ・防寒コンクリート水栓柱（1200L） ※不凍給水栓 8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c）） 9 検針方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。 10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。 11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	○ 給 湯 設 備	② 洗面器等の排水管 ③ 満水試験継手 4 樹の適用 1 配管材料 ・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆銅管（M鋼管） ○一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） 2 絶縁フランジ 取付部は下記による。 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 3 弁 類 (1) 規格はJ I S又はJ Vとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1Iによる。 4 ガス瞬間湯沸器 ※屋外設置の潜熱回収型 ・PS扉内設置の潜熱回収型 5 電気給湯器 飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。	○ 消 火 設 備	1 配管材料 屋内消火栓用 一般配管 ※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設 ※SGP-VS ・H1VP ・高密度ポリエチレン管（消火用） 消火用 一般配管 ※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設 ※SGP-VS ・H1VP ・高密度ポリエチレン管（消火用） 不活性ガス消火用 ※ STPG370（白）Sch40 ・ STPG370（白） Sch40 連結散水 一般配管 ※SGP（白） 2 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））	○ ガ ス 設 備	1 配管材料 ○都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はP E管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 ・ SGP（白） 地中埋設 ※ P E管 2 ガス漏れ警報遮断装置 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。 3 液化石油ガスの供給権 ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。	○ 厨 房 設 備	1 厨房機器の固定 2 シンク用水栓 3 安全装置の機能の適用 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																			
施 工 箇 所		管 種 別																																																																																														
上 水 配 管	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管 ※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
	キッチン、浴室等の湿潤箇所（内配管）	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管																																																																																														
	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																																														
中 水 配 管	地中埋設部（水道直結部分）	・HI-VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・																																																																																														
	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・																																																																																														
	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）																																																																																														
中 水 配 管	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）																																																																																														
	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）																																																																																														
	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																														
中 水 配 管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
	床下、暗渠内（ビ ット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
	湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
中 水 配 管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																																														
	地中埋設部（一般部分）	※HI-VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水ポリエチレン管（P E） ・																																																																																														
	便所天井内、P S内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）																																																																																														
中 水 配 管	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）																																																																																														
	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																														
	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・HI-VP ・ポリブテン管																																																																																														
	3 煙 道	(1) 鉄板厚 ※3.2mm ・4.5mm (2) はい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) はいじん量測定口 ※設ける（測定口は80φとする） ・設けない	● 換 気 設 備	① 長方形ダクト ※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（ ・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（ ・A区分 ※B区分） ※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（V U） 																																																																																												

環境配慮（グリーン）改修工事

1 アスベスト処理工事
一般共通事項

2 アスベスト含有分析調査

3 アスベスト粉じん濃度測定

留意事項

1 本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。

2 アスベスト処理を所管する行政庁の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。

3 この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修様式」という）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月 厚生労働省・環境省）による。

分析によるアスベスト含有建材の調査
・ 行う（下表による）

材 料 名	調査方法（1材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析

採取箇所 ※ 図示

分析対象
※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロンドライト、アクチノライト、アンソファイト、トremolait）

調査方法・分析方法
※ JIS A 1481 規格群（1481-1, 2, 3, 4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。
分析結果については、監督員に提出すること。

アスベスト粉じん濃度測定
・ 行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所 ※ 図示		測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 (各処理作業ごと)	備考
レベル1	レベル2	レベル3	測定1	処理作業室内	※各2点 ・ 各3点	
○	○	・	測定2	処理作業前 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定3	処理作業室内	各2点	
○	・	・	測定4	処理作業中 セキュリティゾーン入口	各1点	
○	・	・	測定5	処理作業中 負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	各1点	空気の流れを確認
○	○	・	測定6	処理作業中 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	除じん装置の性能確認
○	○	・	測定7	処理作業後 (隔離シート撤去前)	各2点 (レベル3は1点)	
○	○	・	測定8	処理作業後 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	・	・	測定9	処理作業後 (シート撤去後1週間以降)	各2点 (レベル3は1点)	
・	・	・	測定10	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

アスベスト粉じん濃度測定方法
アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10	測定 5
計数機器	位相差・分散顕微鏡		
ノズル径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸エチレン法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径（幅） 3 μm 未満、長さ 5 μm 以上、長さと同径比 3:1 以上の繊維状物質		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記録する項目）
ア 測定結果
イ 測定時間
ウ 測定位置（測定高さとともに図面上に記載）
エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ マウティング方法
カ 顕微鏡視野面積、計数視野数
キ 測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向
ク 周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真

4 7スベト含有吹付け材の撤去（レベル1）

アスベスト含有吹付け材の除去
・ 行う 除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。
除去物及び汚染物質等
処理方法
※密封処理（二重袋梱包）
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
・ セメント固化
処理を行う吹付けアスベストの仕様

材 料 名	厚さ (mm)	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

アスベスト含有保温材の除去
○ 行う
作業上の隔離
・ 行う
○ 行わない
処理を行う保温材等アスベストの仕様

材 料 名	厚さ (mm)	処 理 を 行 う 範 囲
・ 配管エルボ部（水練り保温材）		※ 図示 ○撤去範囲すべて

1 アスベスト含有成形板の除去
・ 行う
処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材 料 名（製品名）	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・		※ 図示 ・
・		※ 図示 ・
・		※ 図示 ・
・		※ 図示 ・

② 非石綿部での切断による除去
○ 行う
処理を行うアスベスト含有物の仕様等

材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・ ダクトフランジ部（ダクトパッキン材）		※ 図示 ○撤去範囲すべて
・ 配管フランジ部（ガスケット）		※ 図示 ○撤去範囲すべて
		※ 図示
		※ 図示

※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれ考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。

<参考>石綿使用有無の事前調査フロー

(1) 設計図書による調査
① 施工年による調査
② 使用建築材料による調査

可能性なし

可能性あり・不明

(2) 現場目視による調査
目視調査（建材の確認）

可能性なし

可能性あり・不明

分析を実施しない場合

分析を実施する場合

(3) 分析調査による判定
JIS A 1481-2「建設製品中のアスベスト含有率測定方法」など

石綿含有とみなす

石綿含有0.1%を超えていると判断

石綿含有0.1%以下と判断

石綿使用あり・届出要件確認・届出

石綿使用なし

<参考>非飛散性石綿含有建材を除去する時の作業フロー
1 成形された配管保温材等を原形のまま取り外しによる除去（レベル2）
成形された配管保温材等を原形のまま取り外す場合には、石綿飛散の程度が比較的低いことから、隔離養生（負圧不要）、散水等による湿潤化による石綿の飛散防止措置を行い、次の手順で除去する。なお、劣化し石綿飛散のおそれがある場合には、石綿含有吹付け材等の切断等による除去と同等の措置を講じる。また、作業中に事前調査により把握していない飛散性石綿含有建材が確認された場合には、直ちに作業を中止し、飛散防止措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

<作業フローチャート>

石綿作業主任者の選任
作業員への特別教育の実施

工事計画・要領書の作成・届出
必要機器・資材の準備・調達

除去工事実施の表示
外部から見やすい位置に掲示する。

事前清掃
周辺養生
粉じん飛散抑制剤の散布・浸透
原形のまま取り外し
取り残しがないことの確認
除去面に粉じん飛散防止処理剤散布
養生材の清掃または粉じん飛散抑制剤散布
養生の撤去
最終清掃
作業記録

作業に適用した呼吸用保護具、専用の作業衣着用

所管行政庁の指導により、特別管理産業廃棄物として最終処分

2 非石綿部での切断による除去【ダクトパッキン・配管パッキン】（レベル3）
建築物のダクトには、接合部に石綿含有物が使用されていることが多い。この場合、直接石綿含有物に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。

<作業フローチャート>

石綿作業主任者の選任
作業員への特別教育の実施

作業計画の作成・作業の届出
必要機器・資材の準備・調達

除去工事実施の表示
(所管行政庁の指導がある場合)

事前清掃
石綿含有部分以外の部分で切断
プラスチックシートまたは袋で二重梱包
最終清掃
作業記録
切断部分の収集・運搬
最終処分

作業に適用した呼吸用保護具、専用の作業衣着用

参考図1 設備機器ダクト接合部の除去方法

参考図2 配管フランジパッキンの除去方法

3 非石綿部での切断による除去【配管保温材】（レベル2）
直接石綿含有保温材に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。

<作業フローチャート>

石綿作業主任者の選任
作業員への特別教育の実施

工事計画・要領書の作成・届出
必要機器・資材の準備・調達

除去工事実施の表示
外部から見やすい位置に掲示する。

事前清掃
周辺養生
開口部等をシート等で養生する。
配管エルボ部をポリシートまたは養生テープで養生
配管エルボ部を湿らしたウエス等で湿潤化
石綿含有部分以外の部分で切断
薬液で安定化し、プラスチックシートまたは袋で二重梱包
最終清掃
作業記録
切断部分の収集・運搬
最終処分
※廃棄する場合、特別管理産業廃棄物として管理責任者を選任し適正に処理すること。

作業に適用した呼吸用保護具、専用の作業衣着用

参考図3 石綿含有保温材付配管の除去方法

株式会社 大誠建築設計事務所

一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (3) 第9615号 代表取締役 一級建築士 小林 弘 幸

日付

記事

承認

照査

設計

設計年月日

件名 市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事

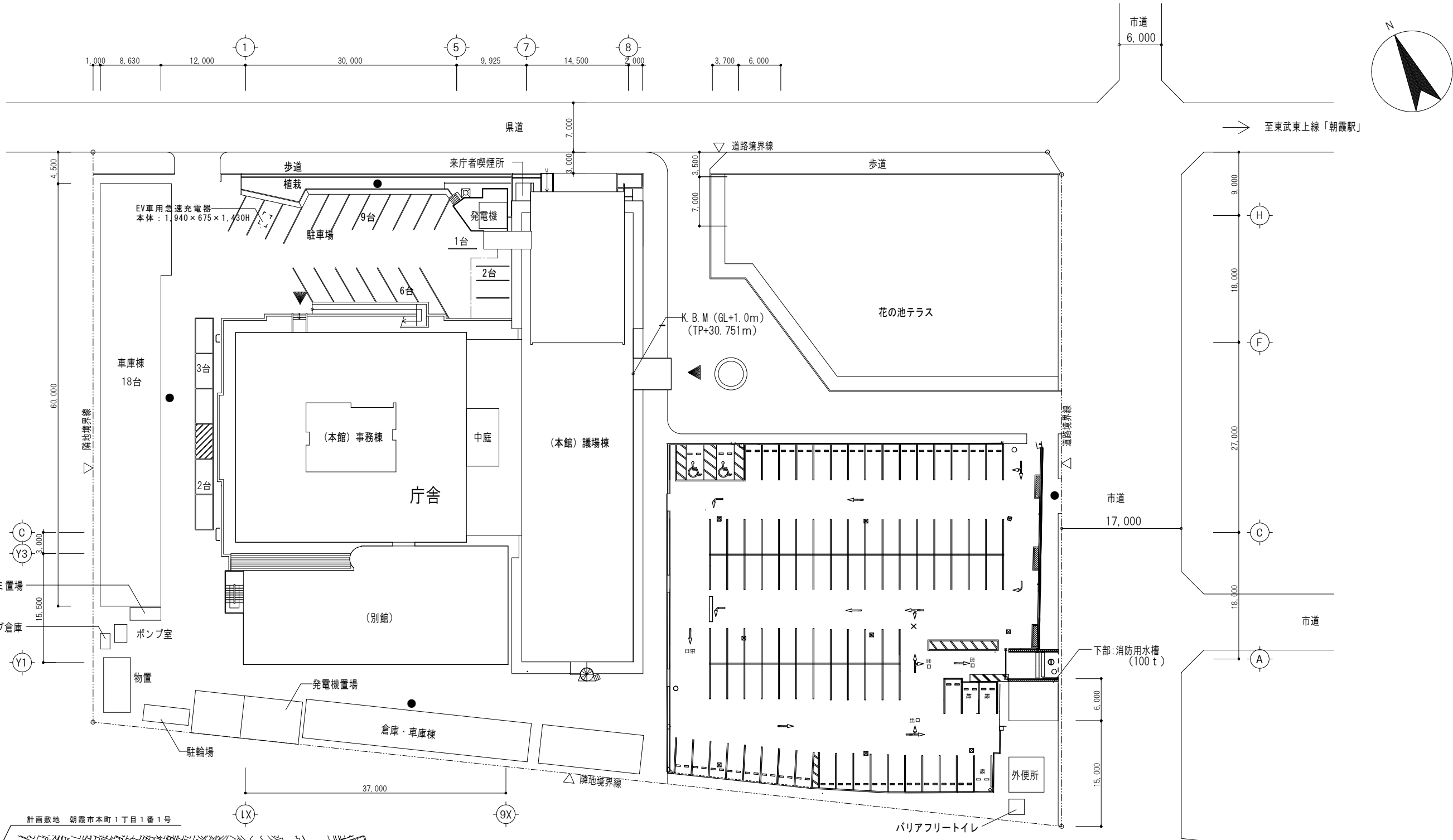
図面名 機械設備 特記仕様書 (3)

縮尺

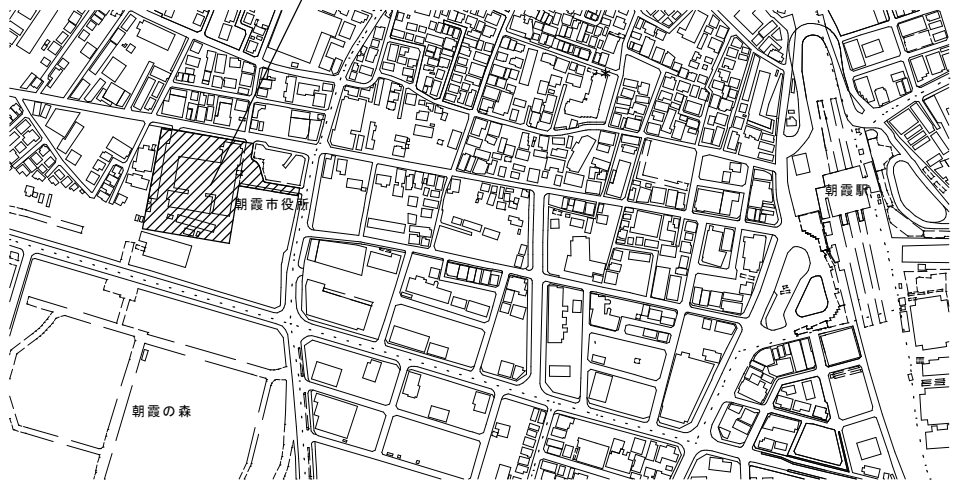
A1: N.S
A3: N.S

M-004

一級建築士 第193004号 大形 一郎



計画敷地 朝霞市本町1丁目1番1号



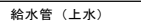
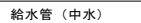
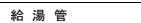
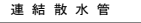
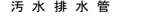
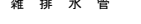
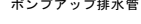
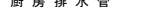
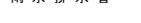
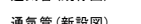
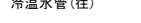
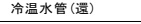
案内図 NON SCALE

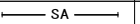
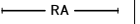
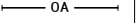
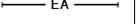
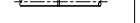
配置図

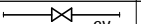
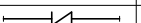
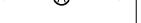
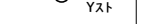
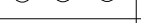
設計GL=K. B. M-1000
既存建物1FL±0=設計GL+1000

	株 式 会 社 大 誠 建 築 設 計 事 務 所	一 級 建 築 士 事 務 所 埼 玉 県 知 事 登 録 (4) 第 9615 号 代 表 取 締 役 一 級 建 築 士 小 林 弘 幸	日 付	記 事	承 認	照 査	設 計	設計年月日	件 名 市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事	縮 尺 A1 1/300 A3 1/600	M-005
									図面名 案内図・配置図	一級建築士 第193004号	大形 一朗

凡 例

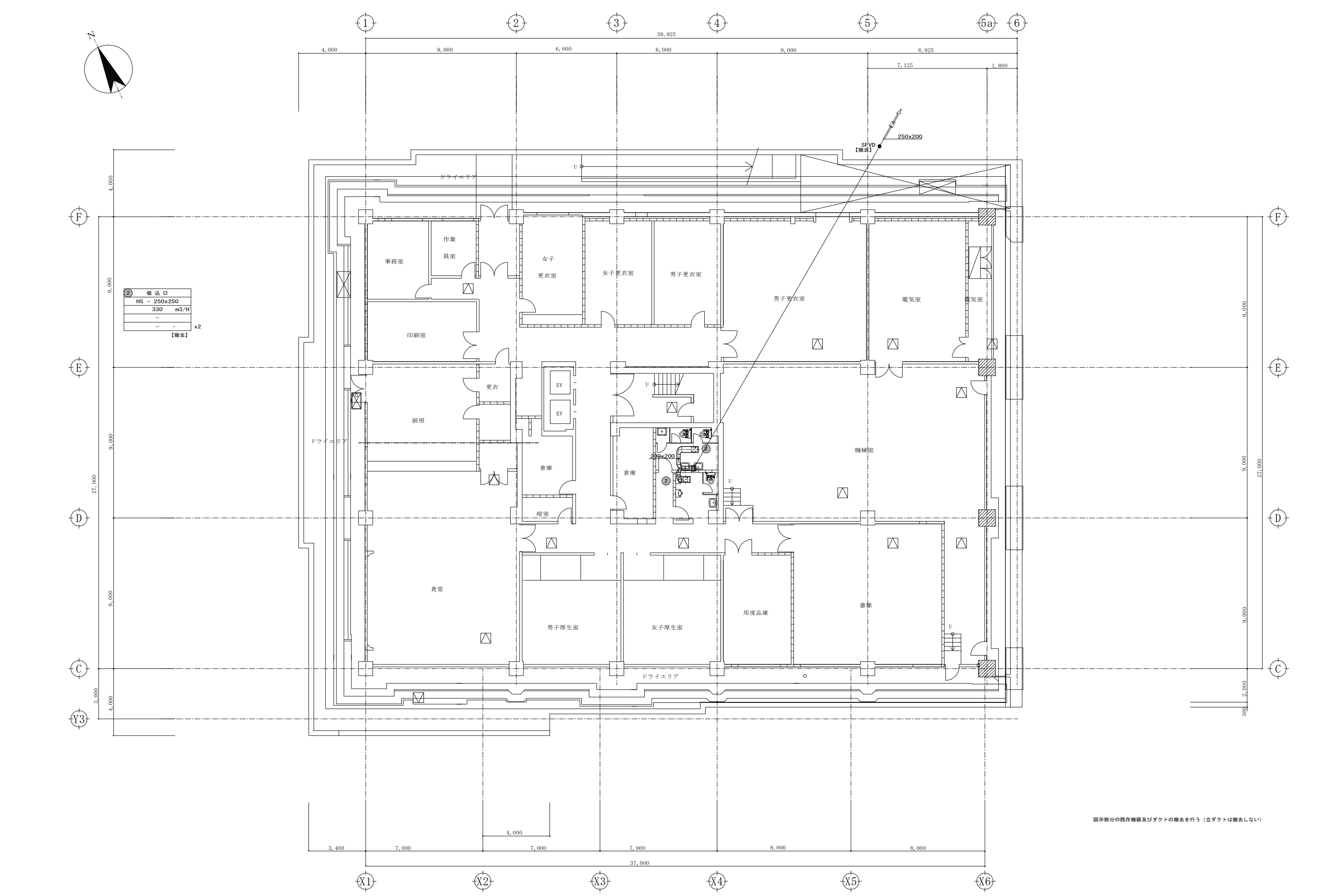
記 号	名 称	施 工 区 分	配管材質【既存】	配管材質【新設】
	給水管 (上水)	屋 内	硬質塩化ビニルライニング銅管 (VA)	一般配管用ステンレス銅鋼管 (SU)
		地中配管	硬質塩化ビニルライニング銅管 (VA)	水道用耐衝撃性塩ビ管 (HI-VP)
	給水管 (中水)	屋 内	硬質塩化ビニルライニング銅管 (VA)	一般配管用ステンレス銅鋼管 (SU)
	給 湯 管	全 般	給湯用銅管 (M)	一般配管用ステンレス銅鋼管 (SU)
	消 火 管	全 般	配管用炭素銅鋼管 (白管) (SGP)	配管用炭素銅鋼管 (白管) (SGP)
	連 結 散 水 管	全 般	配管用炭素銅鋼管 (白管) (SGP)	配管用炭素銅鋼管 (白管) (SGP)
	汚 水 排 水 管	屋 内	排水用鋳鉄管	建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
		ビット内	排水用鋳鉄管	建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
	雑 排 水 管	屋 内	配管用炭素銅鋼管 (白管)	建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
		ビット内	配管用炭素銅鋼管 (白管)	建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
	ポンプアップ排水管	全 般	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
	厨 房 排 水 管	全 般	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
	雨 水 排 水 管	全 般	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
	通気管 (既存図)	屋 内	配管用炭素銅鋼管 (白管)	建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
		床下配管	配管用炭素銅鋼管 (白管)	建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
	通気管 (新設図)			
	屋 外 排 水 管	全 般	硬質塩化ビニル管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
	ガ ス 管 (都市ガス)	屋 内	大東ガス指定材料品	大東ガス指定材料品
		露 出 部	大東ガス指定材料品	大東ガス指定材料品
	冷 媒 配 管	全 般	冷媒用被覆銅管	冷媒用難燃性被覆銅管
	ド レ ン 管	床下ビット内・土間	硬質ポリ塩化ビニル管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
		屋 内	配管用炭素銅鋼管 (白管) (SGP)	結露防止層付き空調ドレン管
		屋 外 露 出		高耐侯性塩ビ管
	冷温水管 (往)	全 般	配管用炭素銅鋼管 (白管) (SGP)	
	冷温水管 (還)			

記 号	名 称	施 工 区 分	配管材質【既存】	配管材質【新設】
	空調送気ダクト	全 般	亜鉛鉄板製	亜鉛鉄板製
	空調還気ダクト	全 般	亜鉛鉄板製	亜鉛鉄板製
	外気取入ダクト	全 般	亜鉛鉄板製	亜鉛鉄板製
		厨 房		ステンレス製高圧仕様
	排気ダクト	全 般	亜鉛鉄板製	亜鉛鉄板製
		厨 房		ステンレス製高圧仕様
	円 形 風 道	全 般	亜鉛鉄板製スパイラルダクト	亜鉛鉄板製スパイラルダクト
	ダン パ ー 類		VD : 風量調整 FD : 防火	
			CD : 逆流防止 SFD : 煙感知器連動	
	送 風 機		天井吊	
	全熱交換器			
	ベ`ント`キャップ`	軒 天 井 面		VC : ステンレス 製
		外 壁 面		PF : ステンレス製深形フード`
	吹 出 口 類			
	吸 込 口 類			

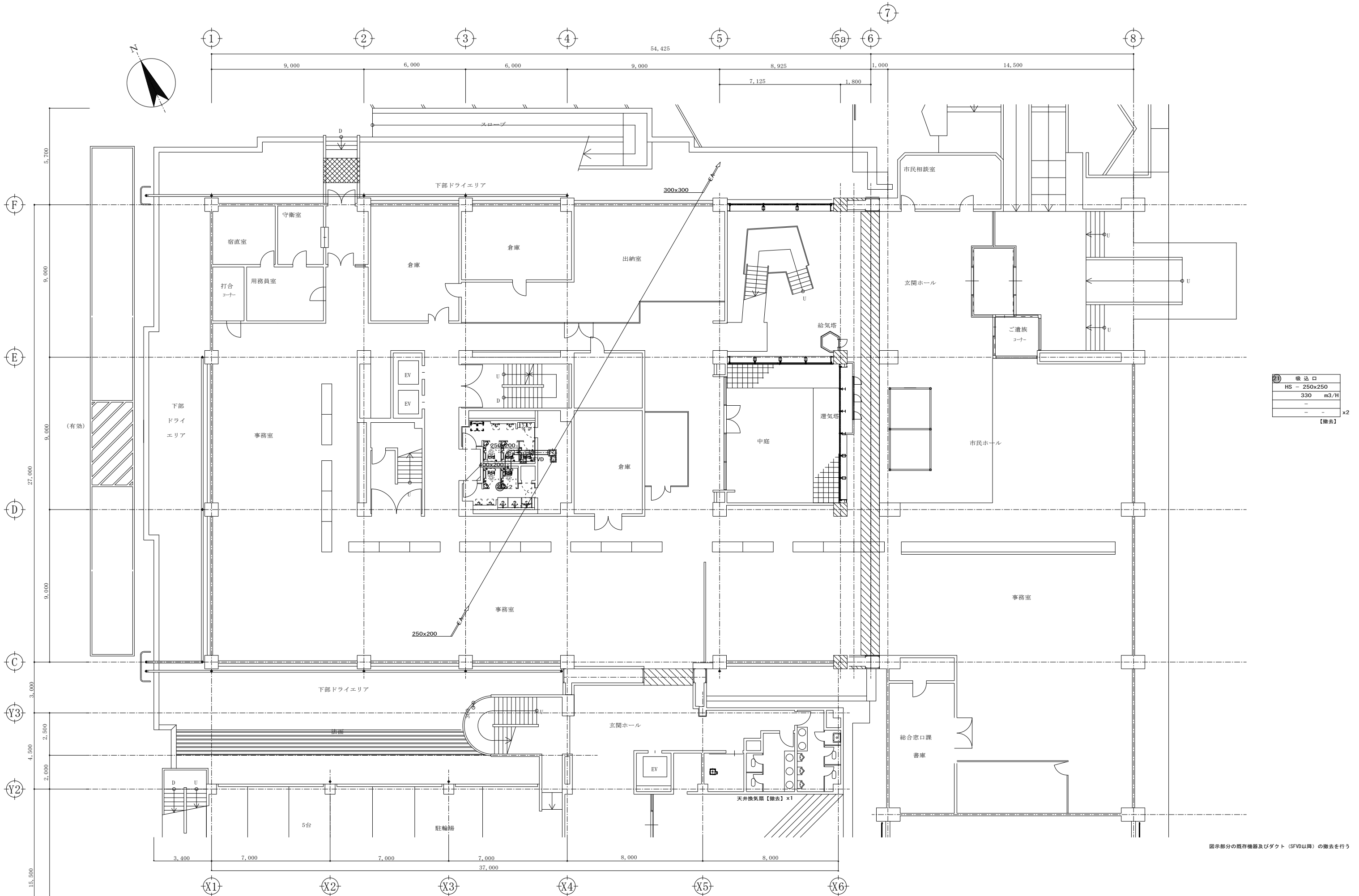
記 号	名 称	施 工 区 分	材 料 ・ 備 考		
	仕 切 弁	直結給水系統	コア付	JIS-10K	
		給水系統	コア付・ライニング製	JIS-5K	
		その他	青銅・鋳鉄製	JIS-5K	
	逆 止 弁	給水系統	コア付・ライニング製	JIS-10K	
		その他	青銅・鋳鉄製	JIS-10K	
			ステンレス製		
	自動エア抜弁				
	Y 形 ス ト レ ー ナ	給水系統	青銅・鋳鉄製	JIS-10K	
		その他	青銅・鋳鉄製	JIS-10K	
	温 度 計				
	圧 力 計				
	防振継手	ポンプ廻り	合成ゴム製		
	フレキシブル継手	F R P 水槽廻り	合成ゴム製		
		その他	ステンレス製ベローズ形		
	コンクリート製樹	インバート樹、ため樹、トラップ樹			
	塩ビ製小口径樹	インバート樹、ため樹、トラップ樹			

機 器 表

記 号	機 器 名 称 【系統名】	機 器 仕 様	台 数	電 動 機				設 置 場 所		備 考 【参考型番】
				相 (φ)	電 圧 (V)	容 量 (KW)	起 動	階	室 名	
FV-B-3	天井換気扇	機器型式 低騒音形 (サニタリー用) 風 量 150 m3/H 静 圧 80 Pa 附 属 品 取付金具	1	1	100	26W	L-S	1	別館 ハ`リアフリートイレ	VD-18ZB14 同等品

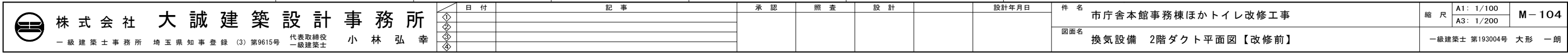


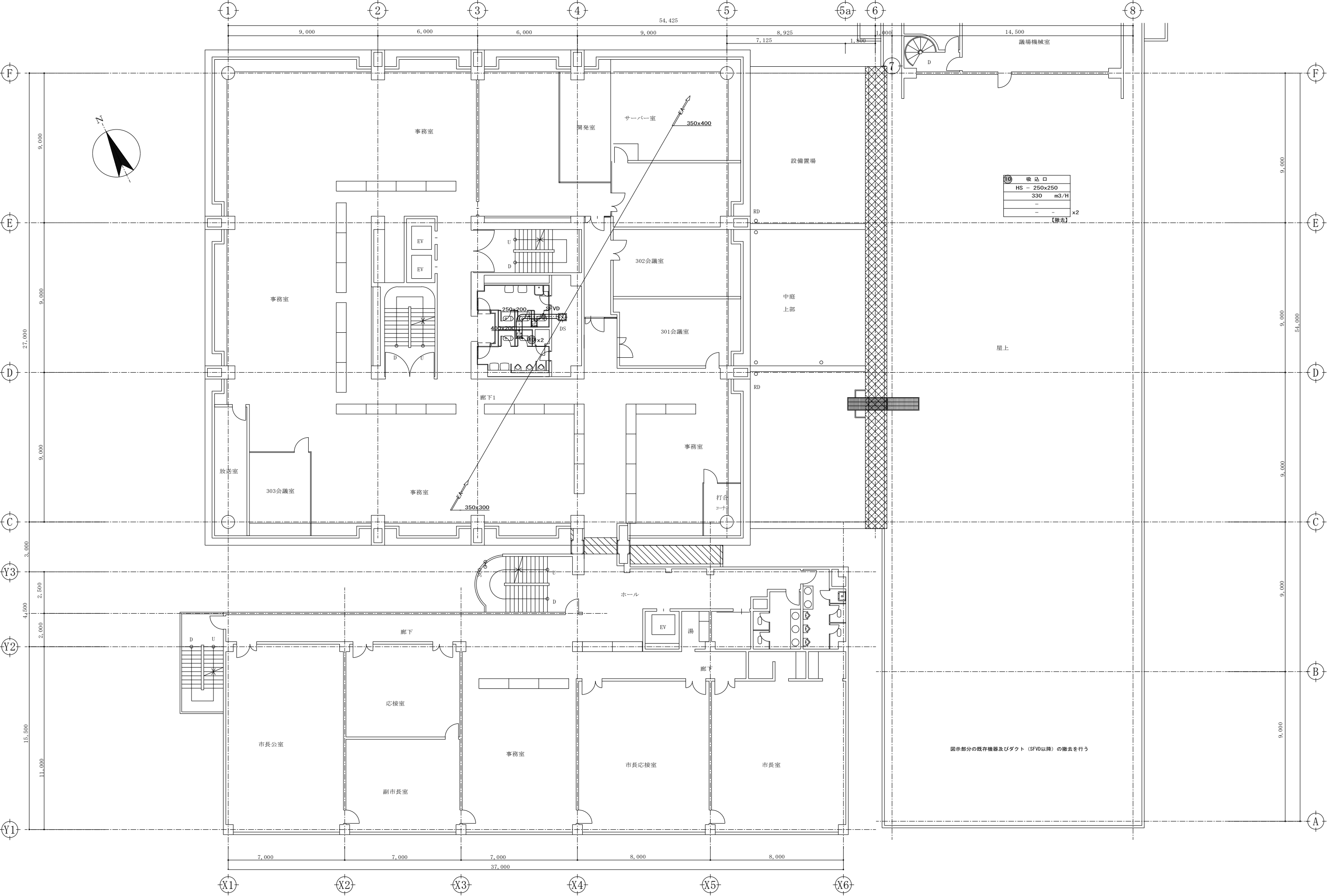
 株 式 会 社 大 誠 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士 事 務 所 埼 玉 県 知 事 登 録 (3) 第 9615 号 代 表 取 締 役 一 級 建 築 士 小 林 弘 幸	 日 付	 記 事	 承 認	 照 査	 設 計	 設計年月日	件 名 市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事	縮 尺 A1: 1/100 A3: 1/200 M-102
							図面名 換気設備 地下1階ダクト平面図【改修前】	
								
								
								

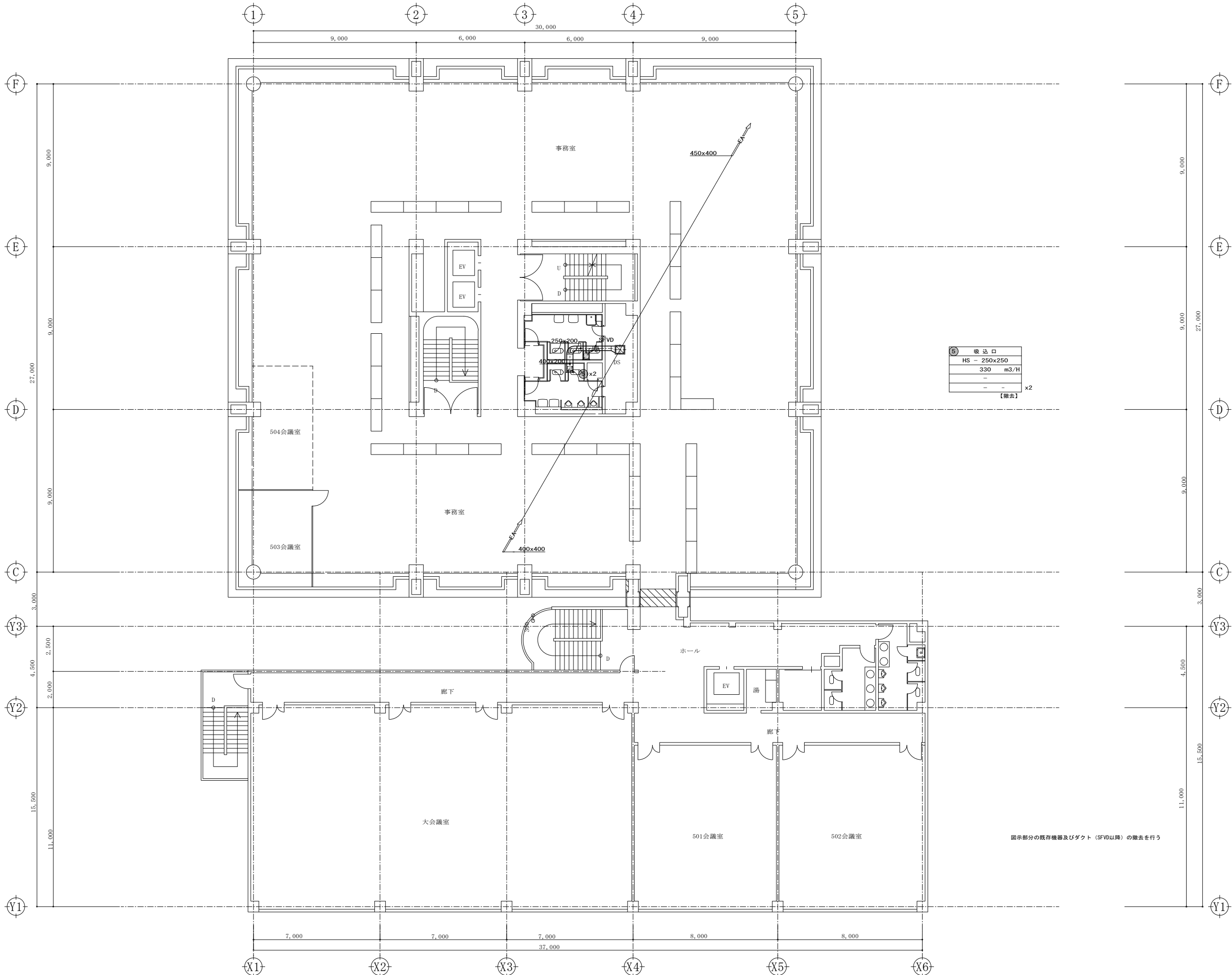
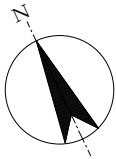


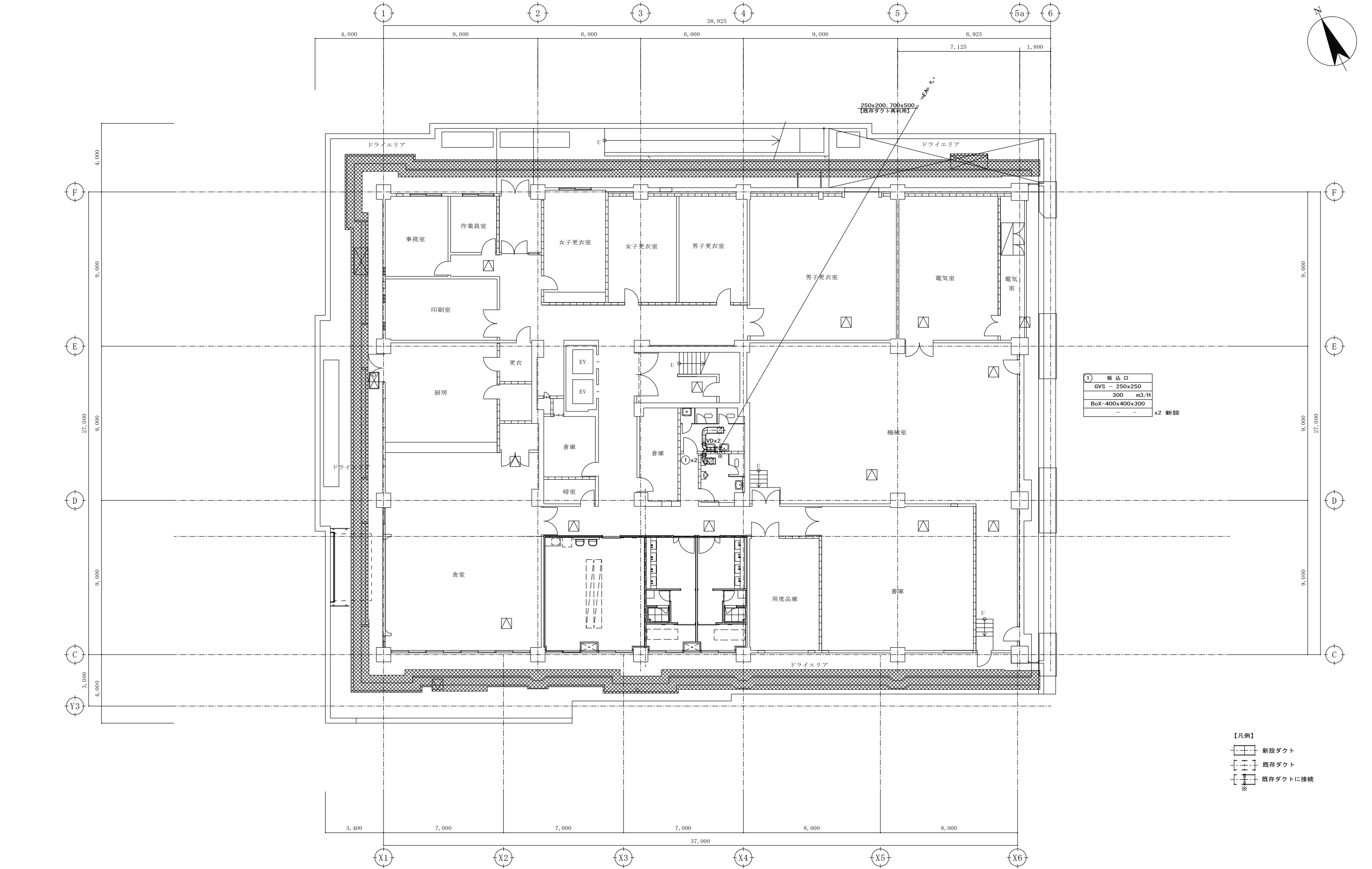
図示部分の既存機器及びダクト（SFVD以降）の撤去を行う

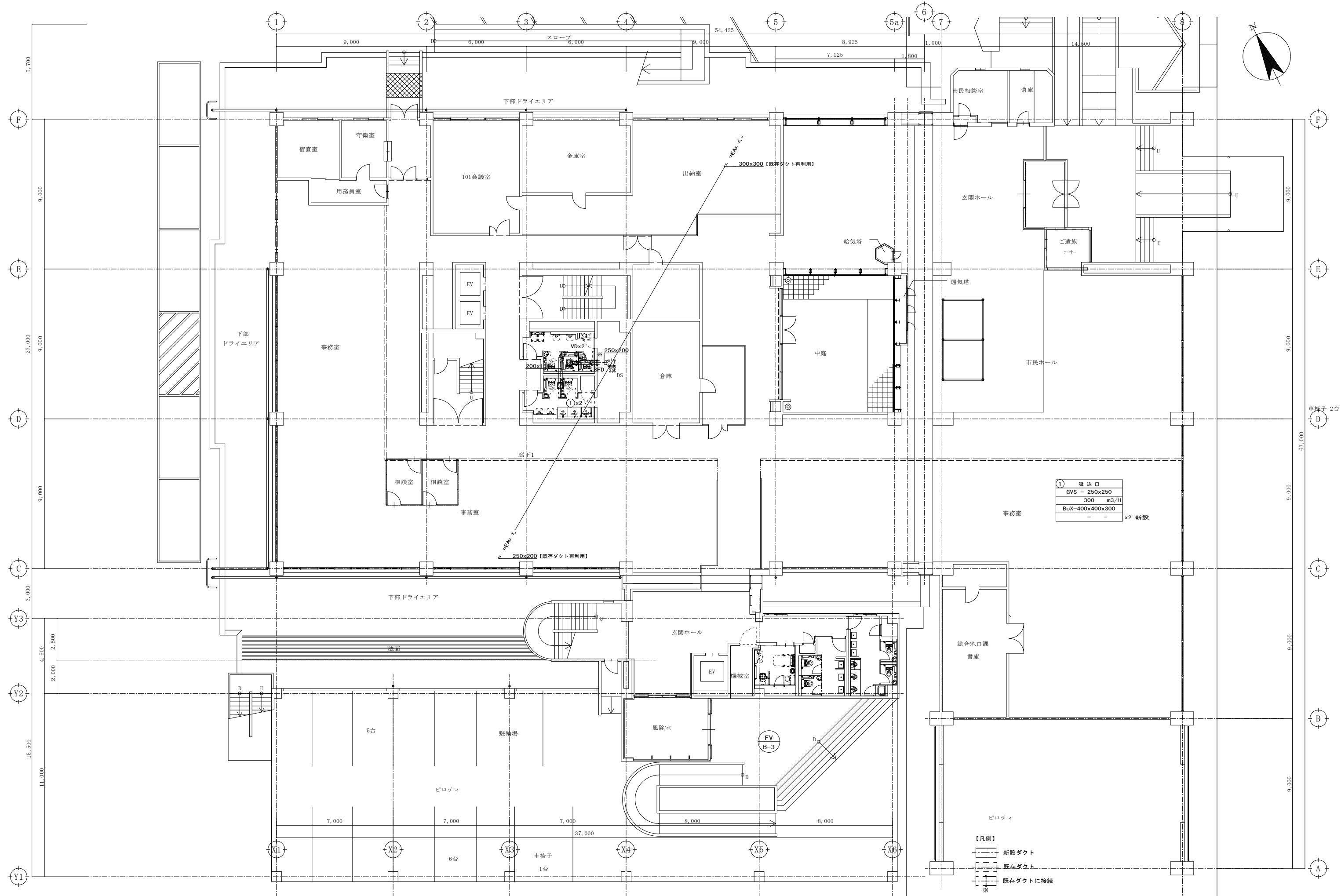
	株式会社 大誠建築設計事務所 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (3) 第9615号 代表取締役 一級建築士 小林 弘幸	日付	記事	承認	照査	設計	設計年月日	件名	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200	M-103
								市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事			
								換気設備 1階ダクト平面図【改修前】		一級建築士 第193004号 大形 一朗	

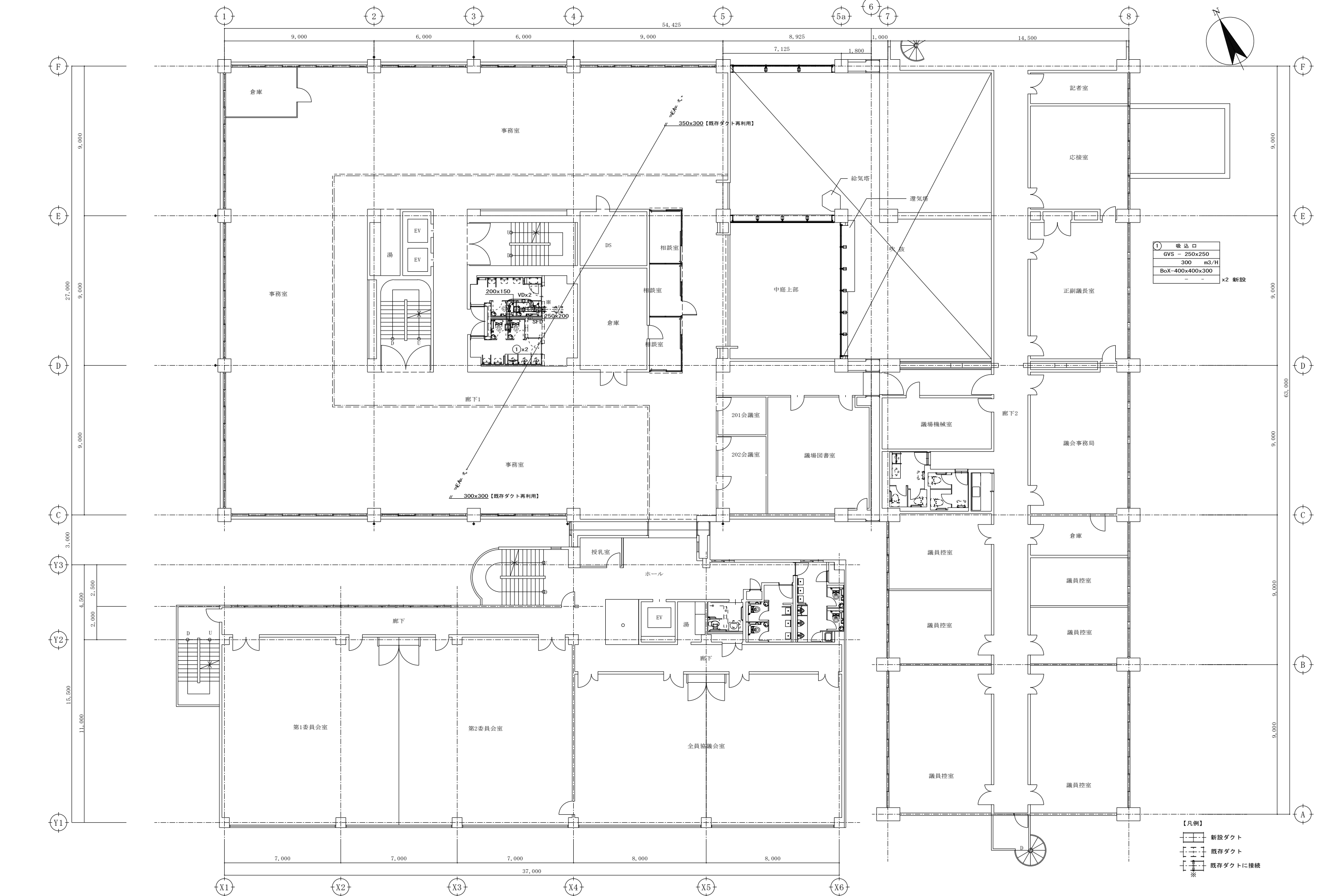


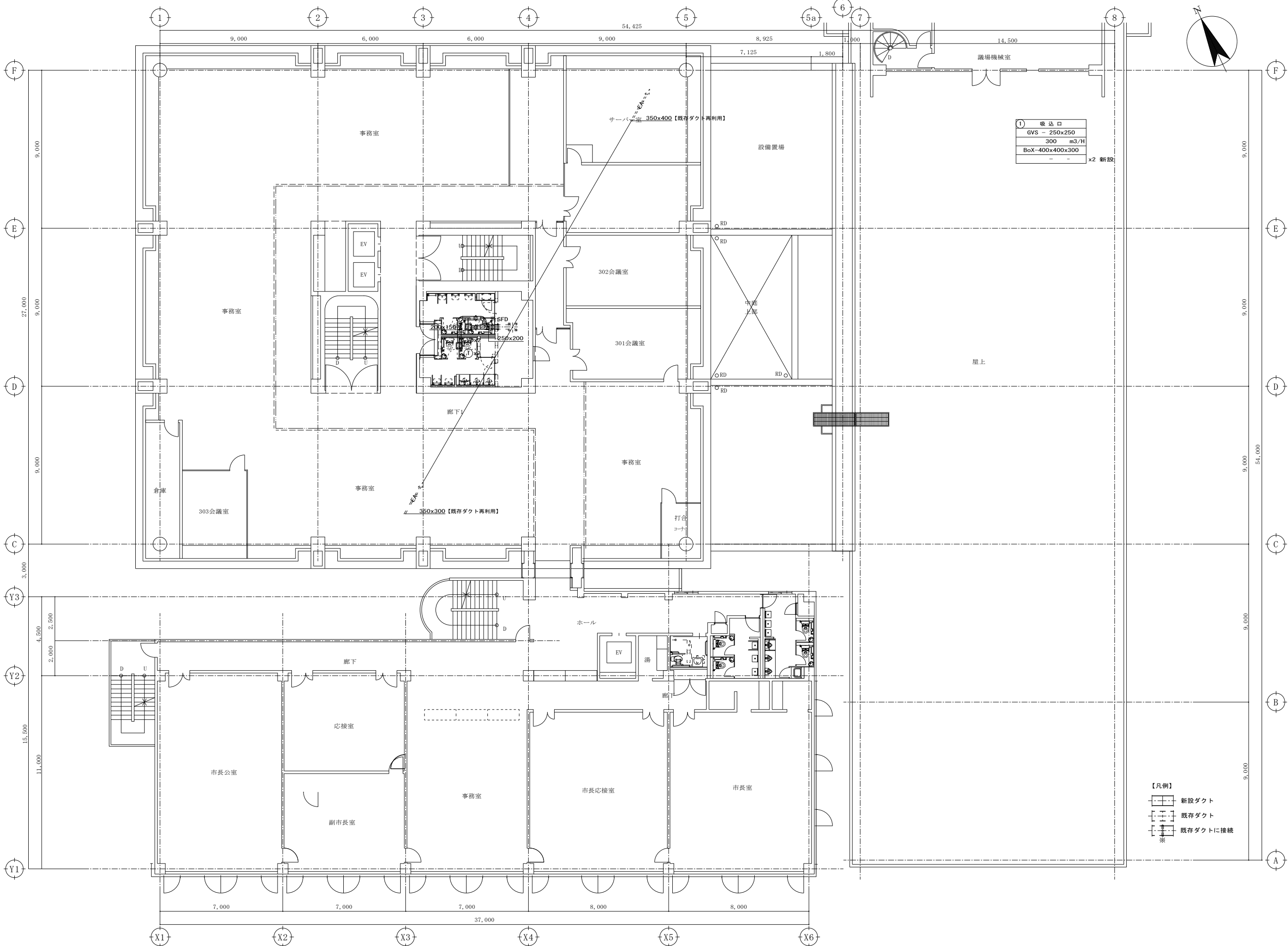


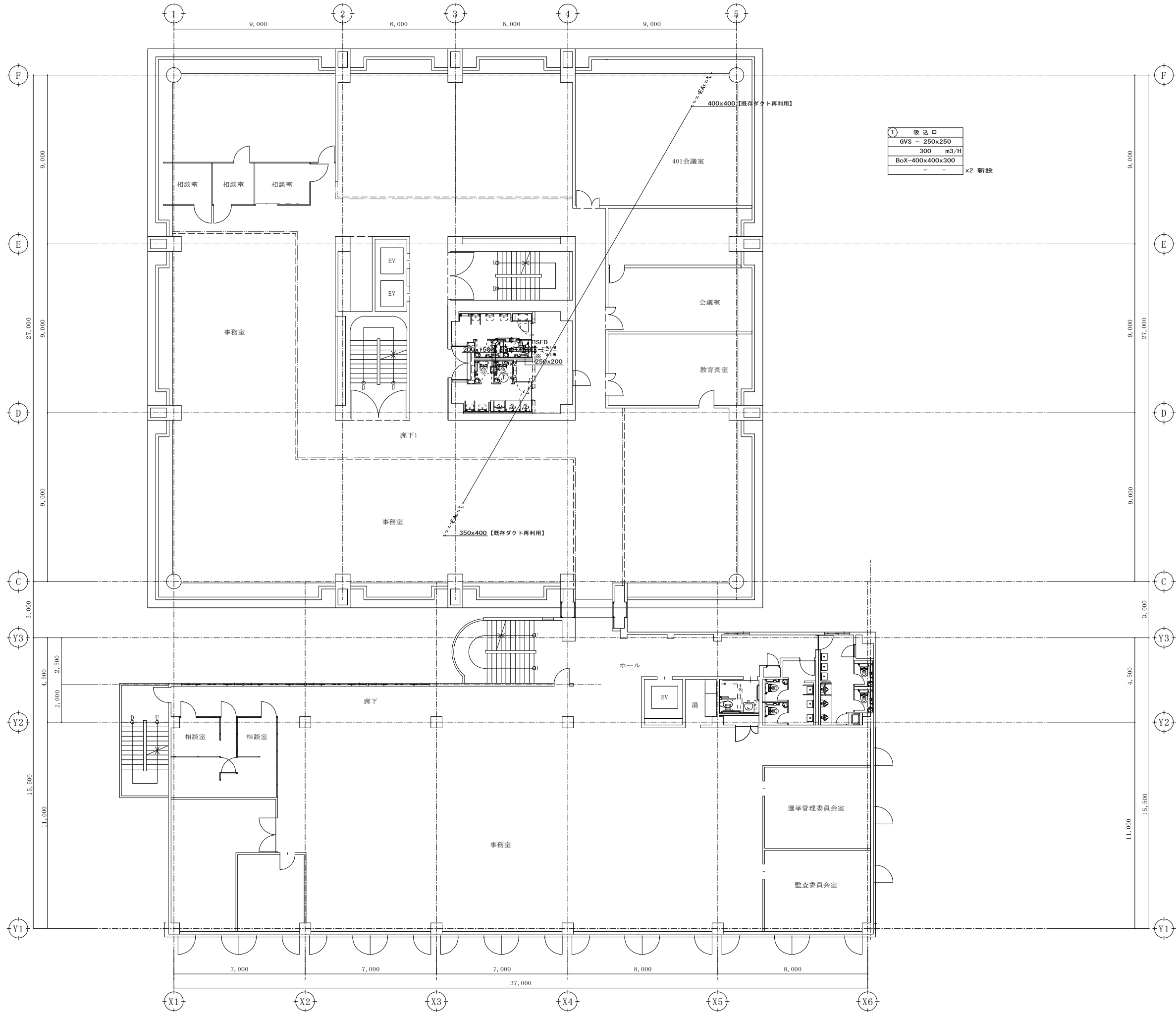
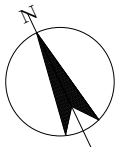




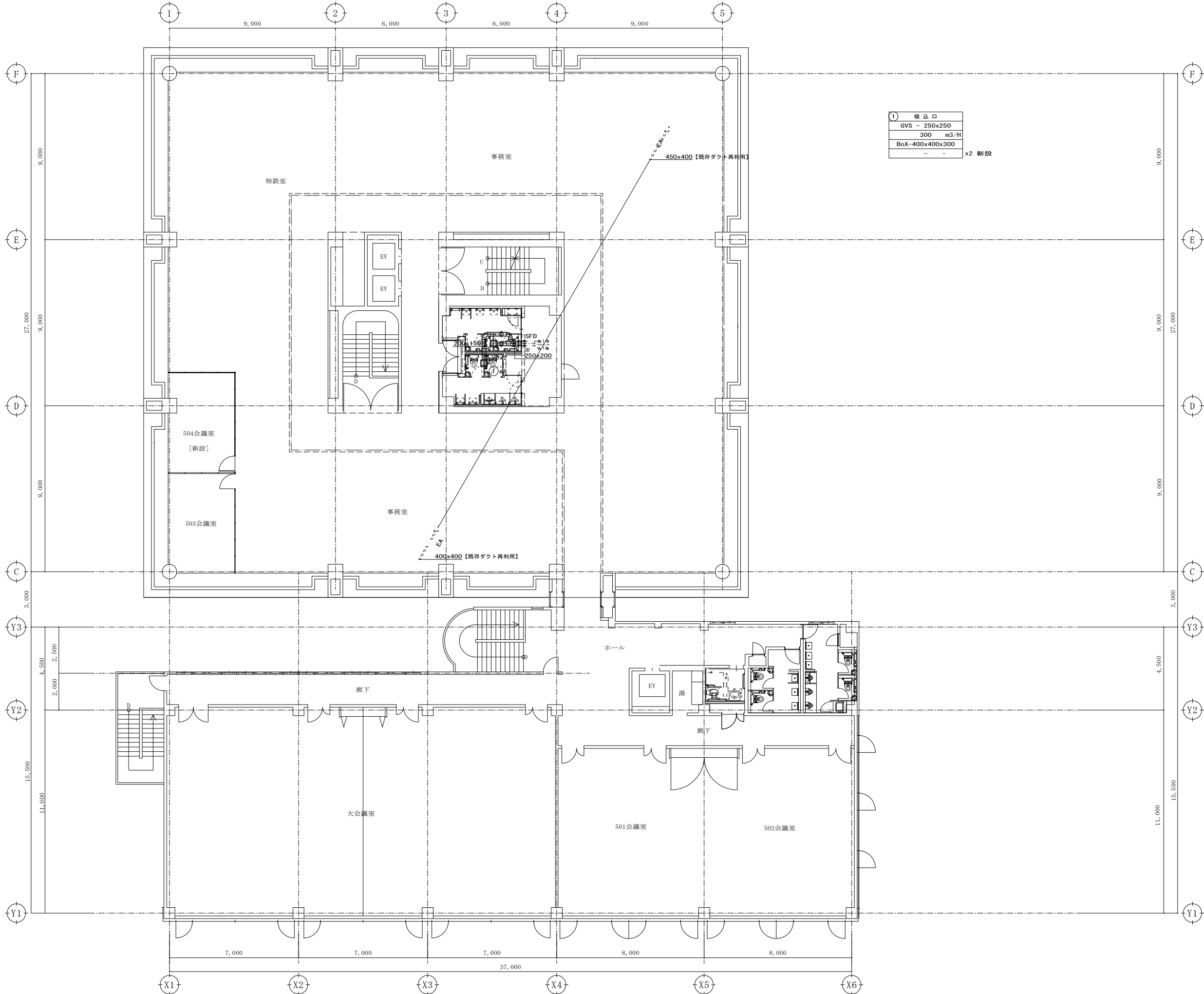






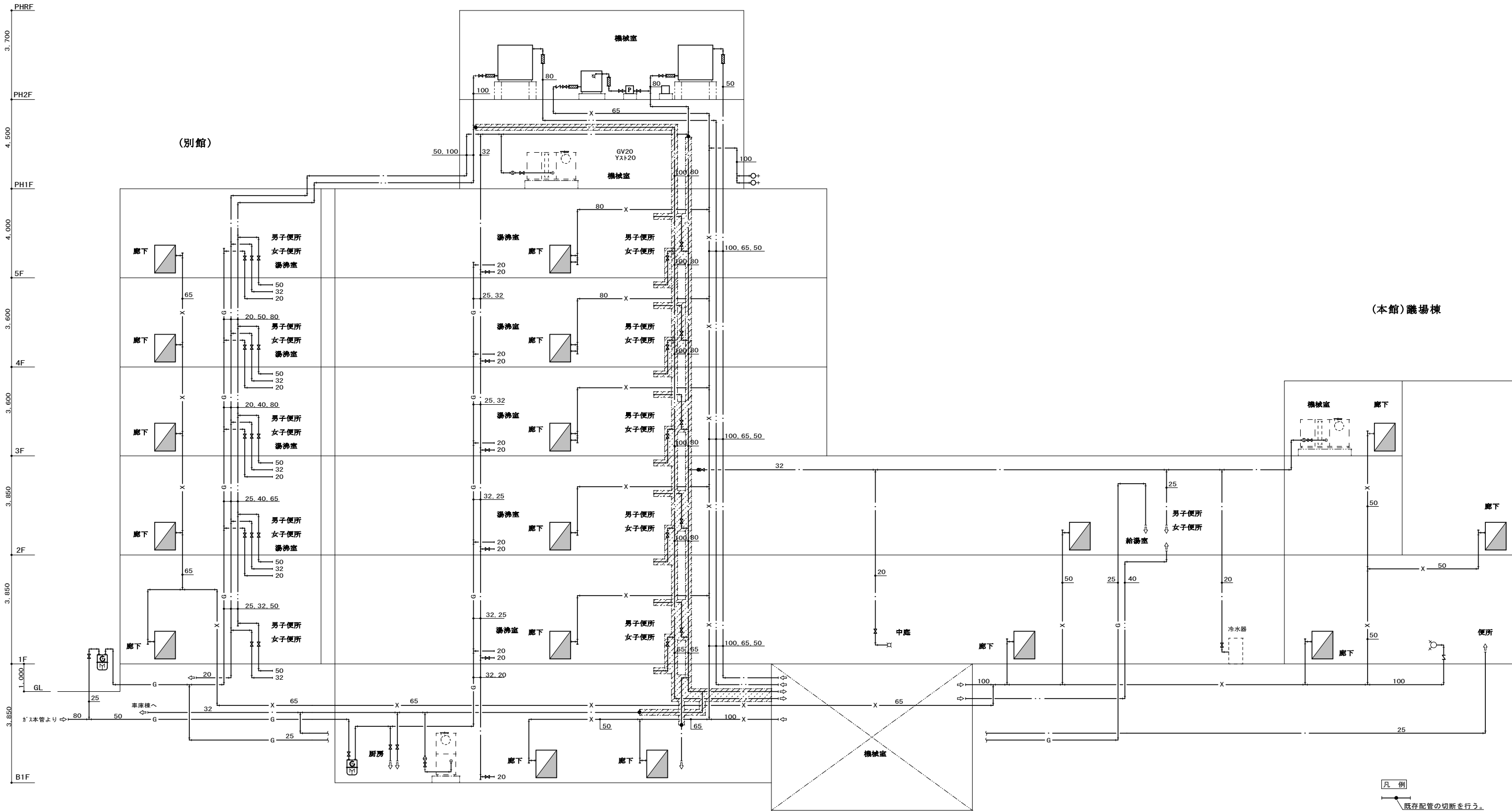


- 【凡例】
- 新設ダクト
 - 既存ダクト
 - 既存ダクトに接続
 - ※

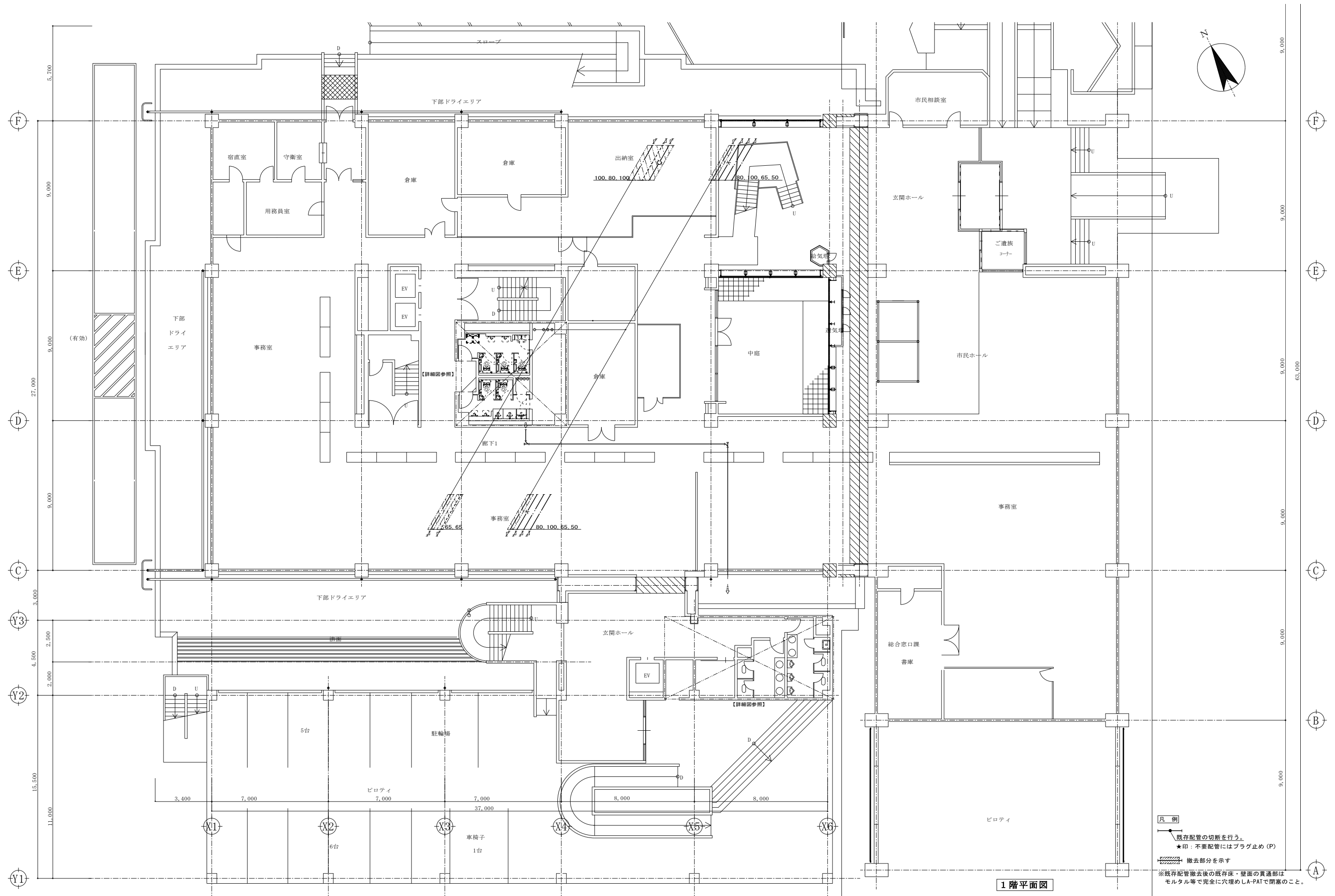


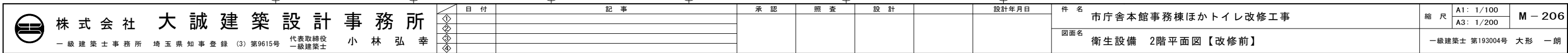
- 【凡例】
- 新設ダクト
 - 既存ダクト
 - 既存ダクトに接続
 - ※

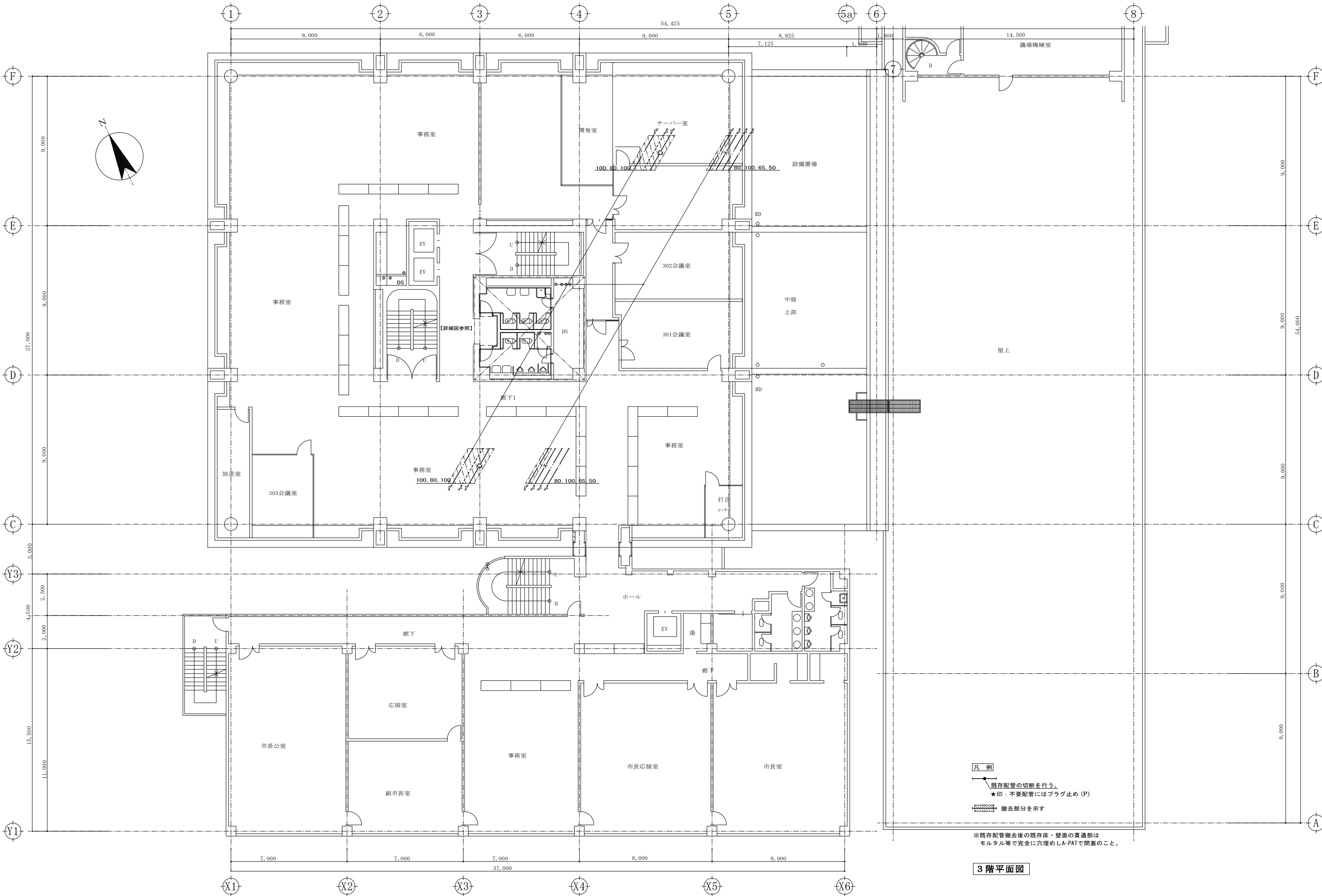
(本館)事務棟



凡 例
● 既存配管の切断を行う。
★印：不要配管にはプラグ止め (P)
撤去部分を示す
※既存配管撤去後の既存床・壁面の貫通部は
モルタル等で完全に穴埋めしA-PATで閉塞のこと。

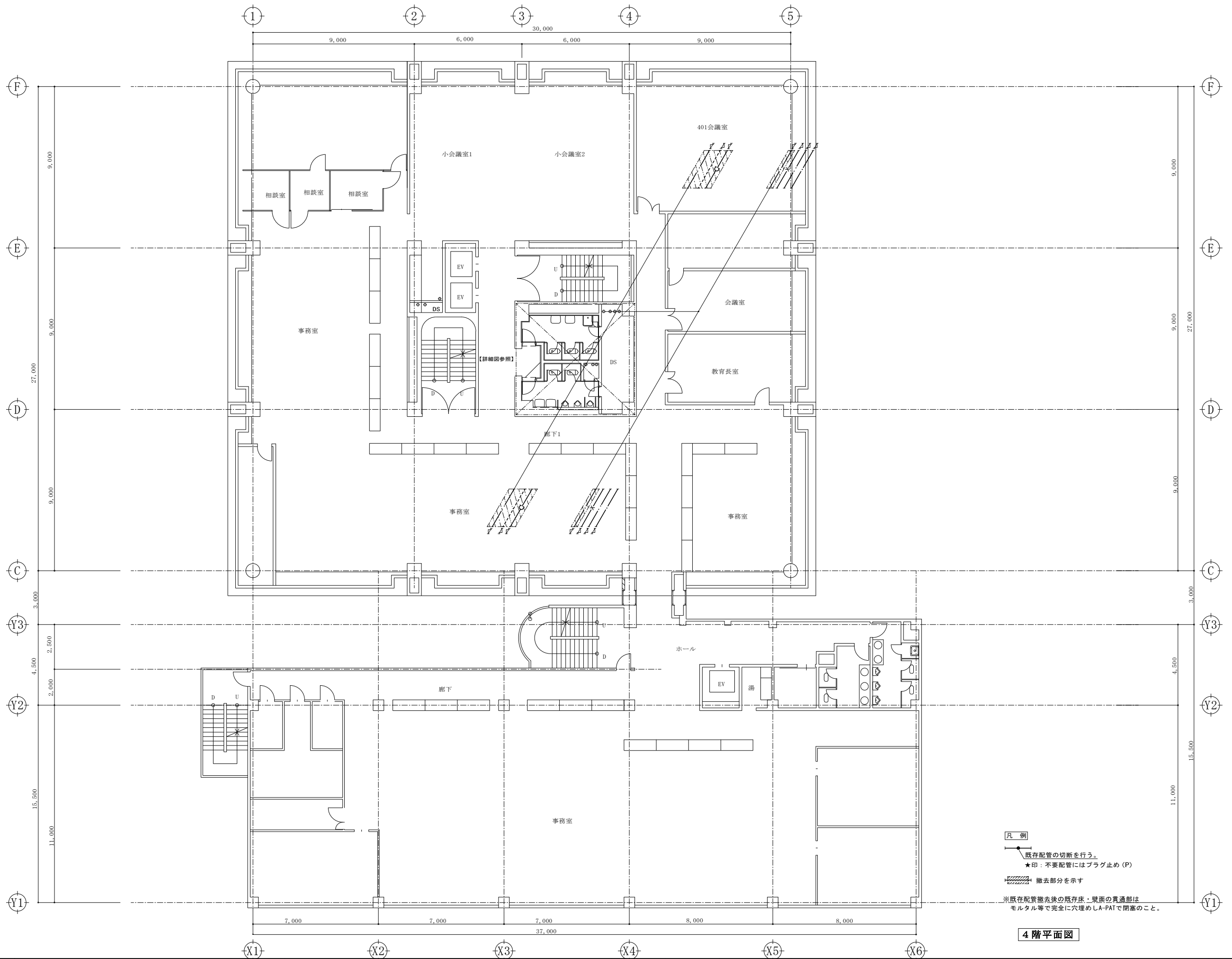
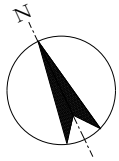






3 階平面図

	株 式 会 社 大 誠 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士 事 務 所 埼 玉 県 知 事 登 録 (3) 第9615号 代表取締役 一級建築士 小 林 弘 幸	①	日 付	記 事	承 認	照 査	設 計	設計年月日	件 名 市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事	縮 尺 A1: 1/100 A3: 1/200	M- 207
		②									
		③								図面名 衛生設備 3階平面図【改修前】	一級建築士 第193004号 大形 一朗
		④									



凡 例

既存配管の切断を行う。

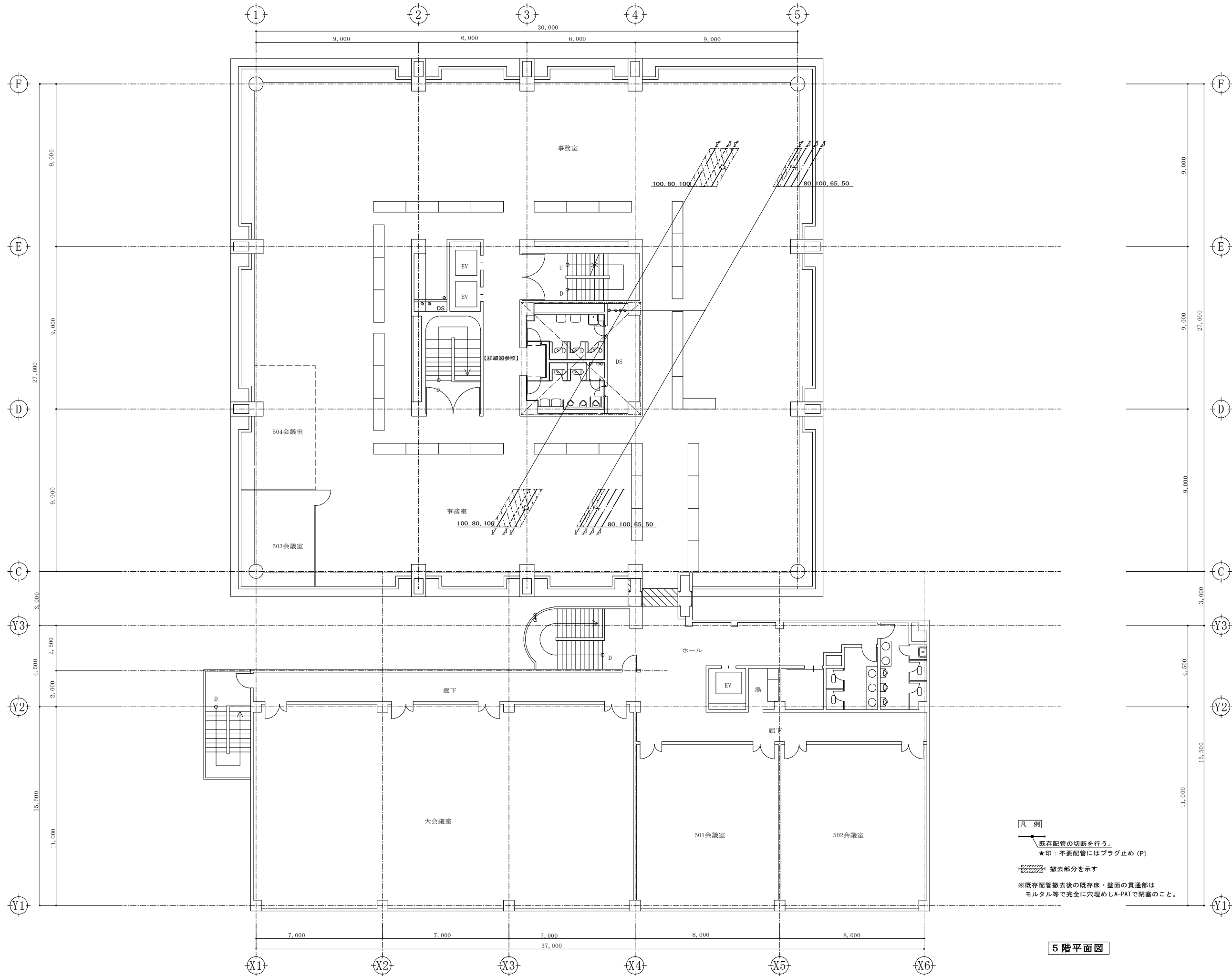
★印：不要配管にはプラグ止め (P)

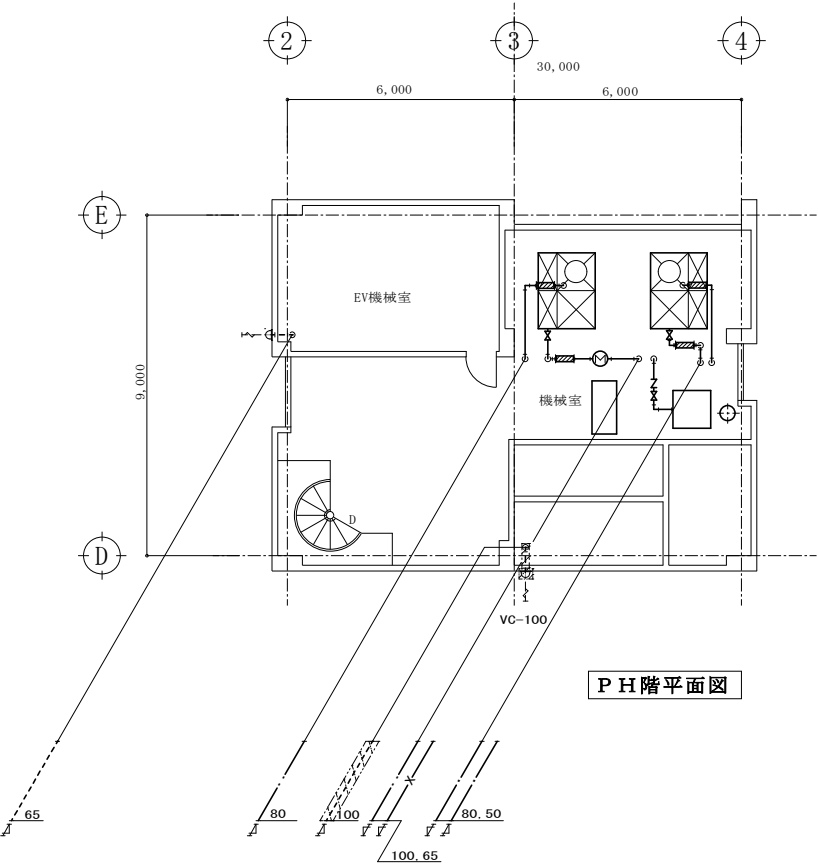
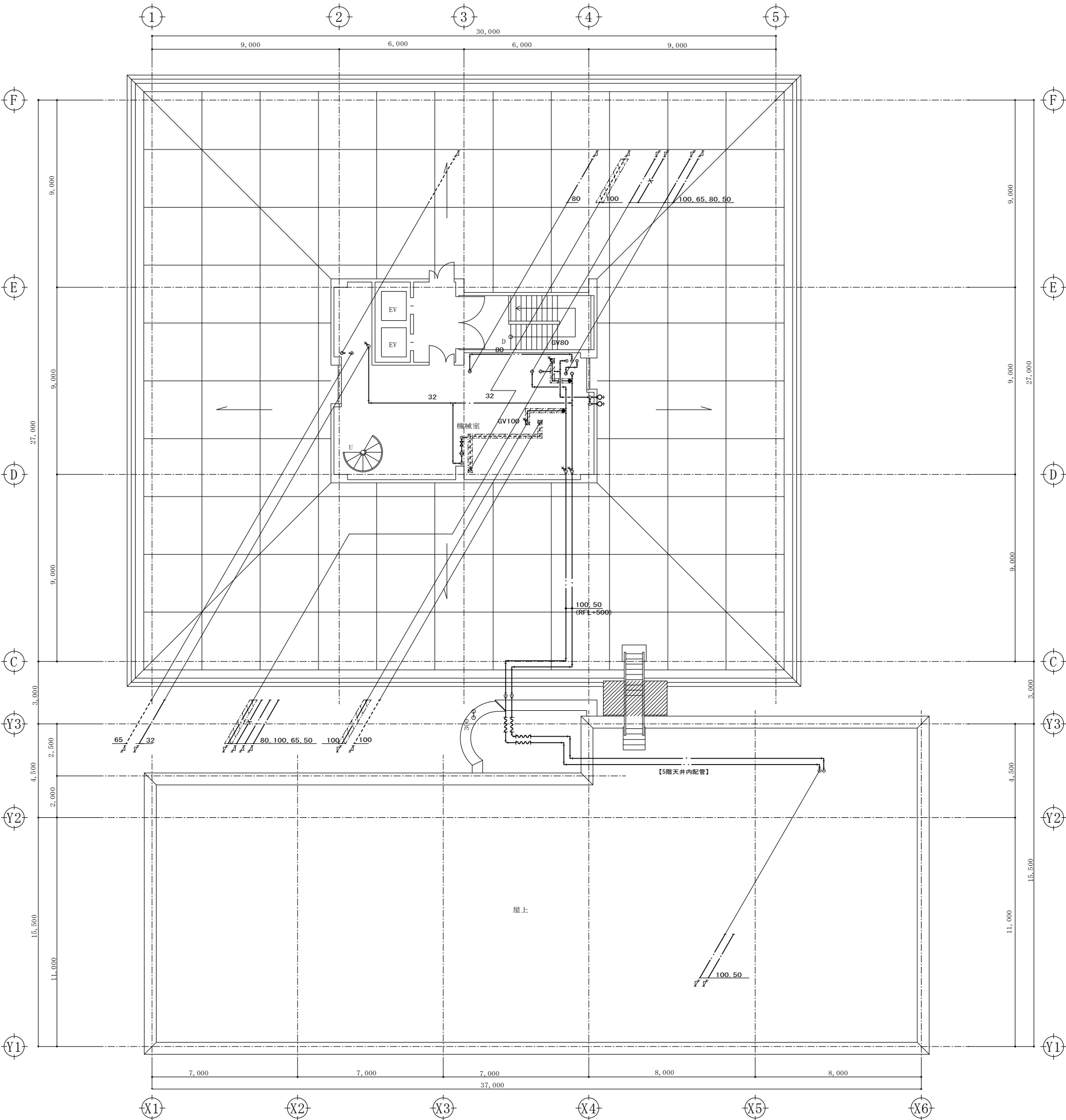
撤去部分を示す

※既存配管撤去後の既存床・壁面の貫通部は
モルタル等で完全に穴埋めしA-PATで閉塞のこと。

4 階平面図

	株 式 会 社 大 誠 建 築 設 計 事 務 所		日 付	記 事	承 認	照 査	設 計	設計年月日	件 名	縮 尺	A1: 1/100 A3: 1/200	M - 208
	一 級 建 築 士 事 務 所 埼 玉 県 知 事 登 録 (3) 第9615号								市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事			
	代表取締役 一級建築士								図面名			
	小 林 弘 幸								衛生設備 4階平面図【改修前】			
			一級建築士 第193004号 大形 一朗									





P H階平面図

R階平面図

凡 例

→ 既存配管の切断を行う。
★印：不要配管にはプラグ止め (P)

撤去部分を示す

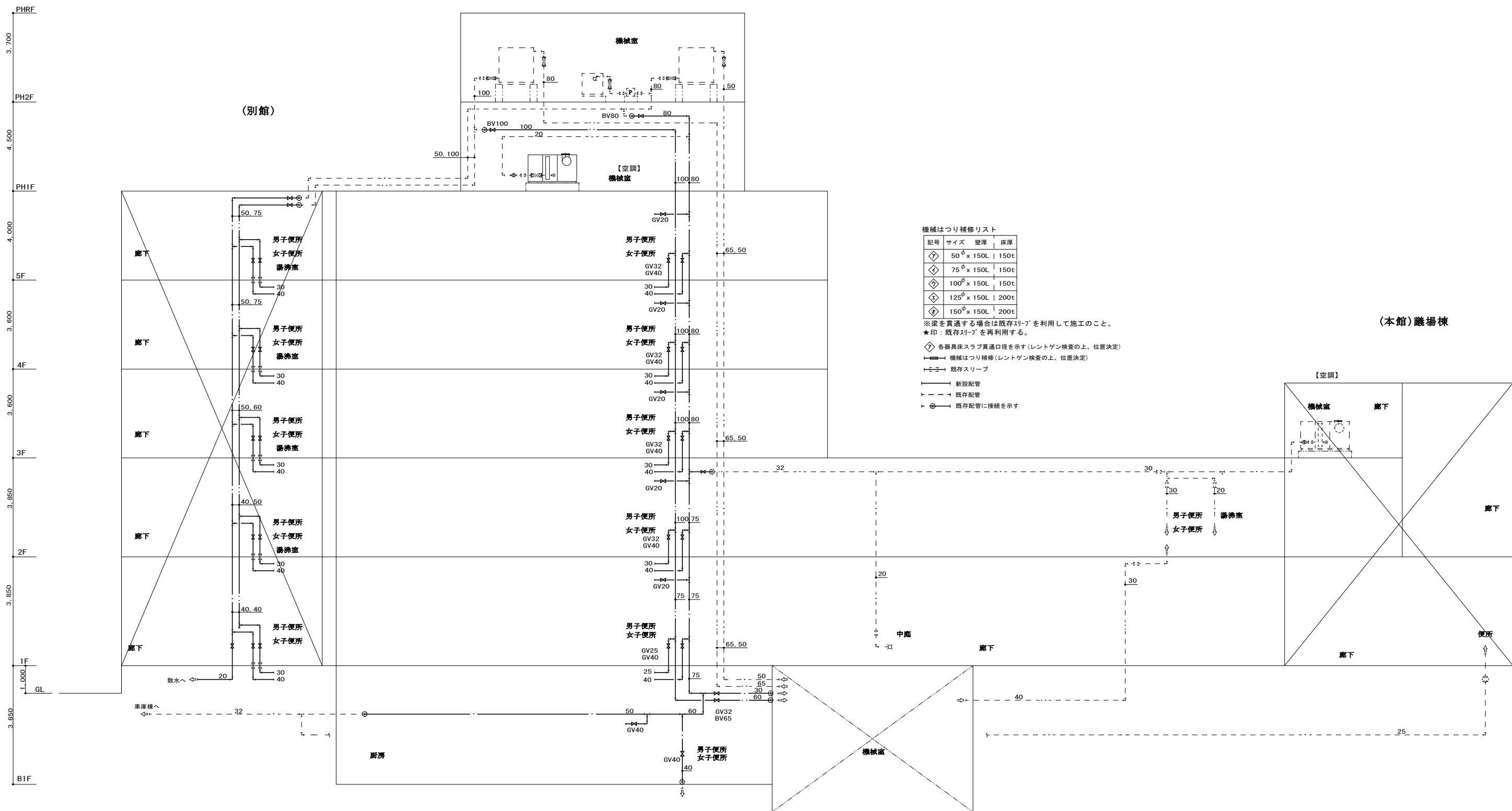
※既存配管撤去後の既存床・壁面の貫通部は
モルタル等で完全に穴埋めしA-PATで閉塞のこと。

衛生器具表

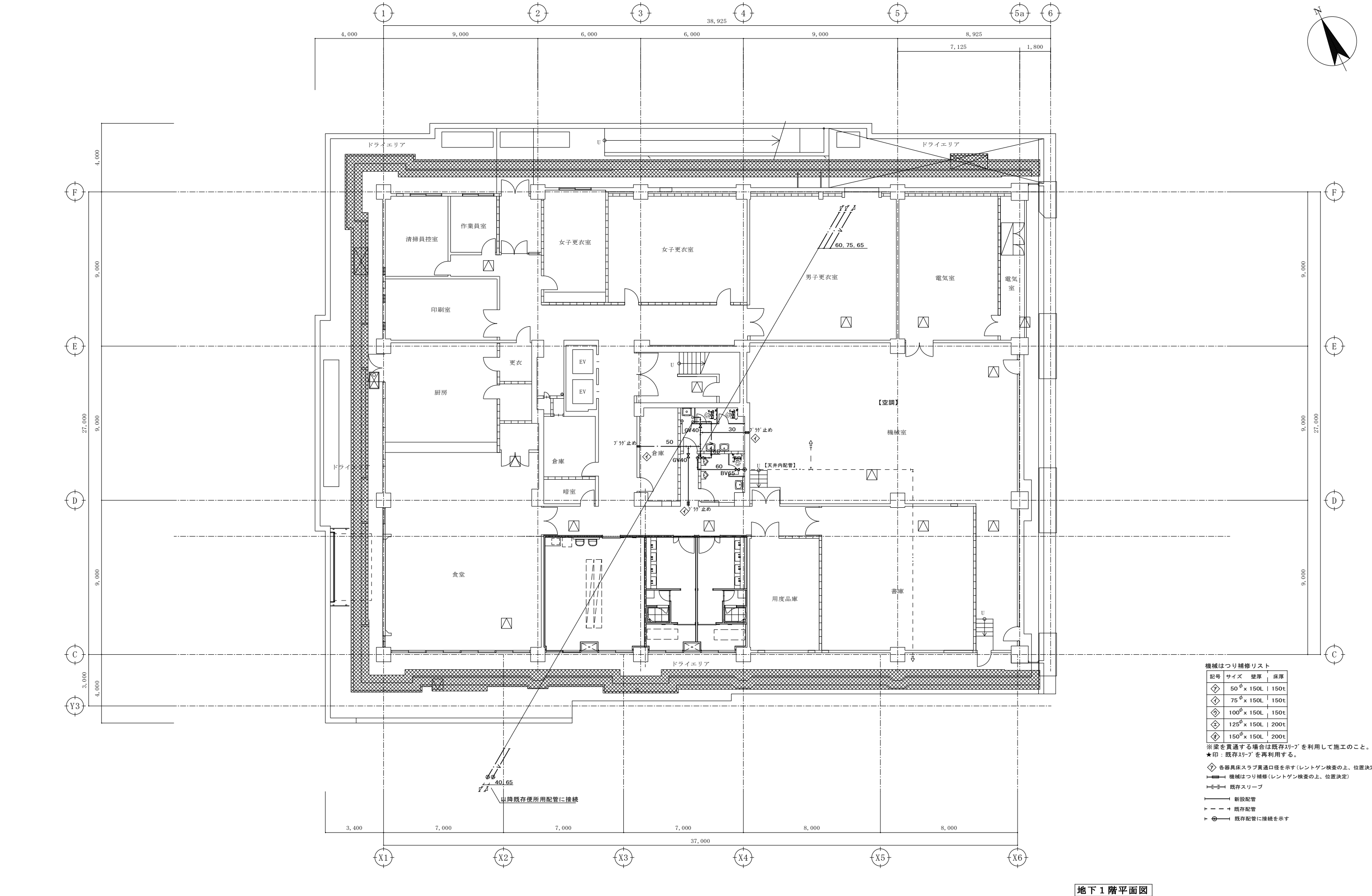
[illegible]

※印の大便器及び小便器用洗浄弁は中水仕様とする。

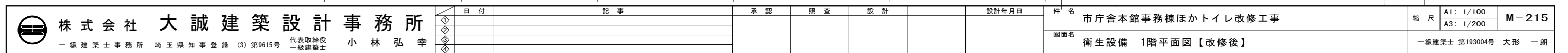
(本館)事務棟

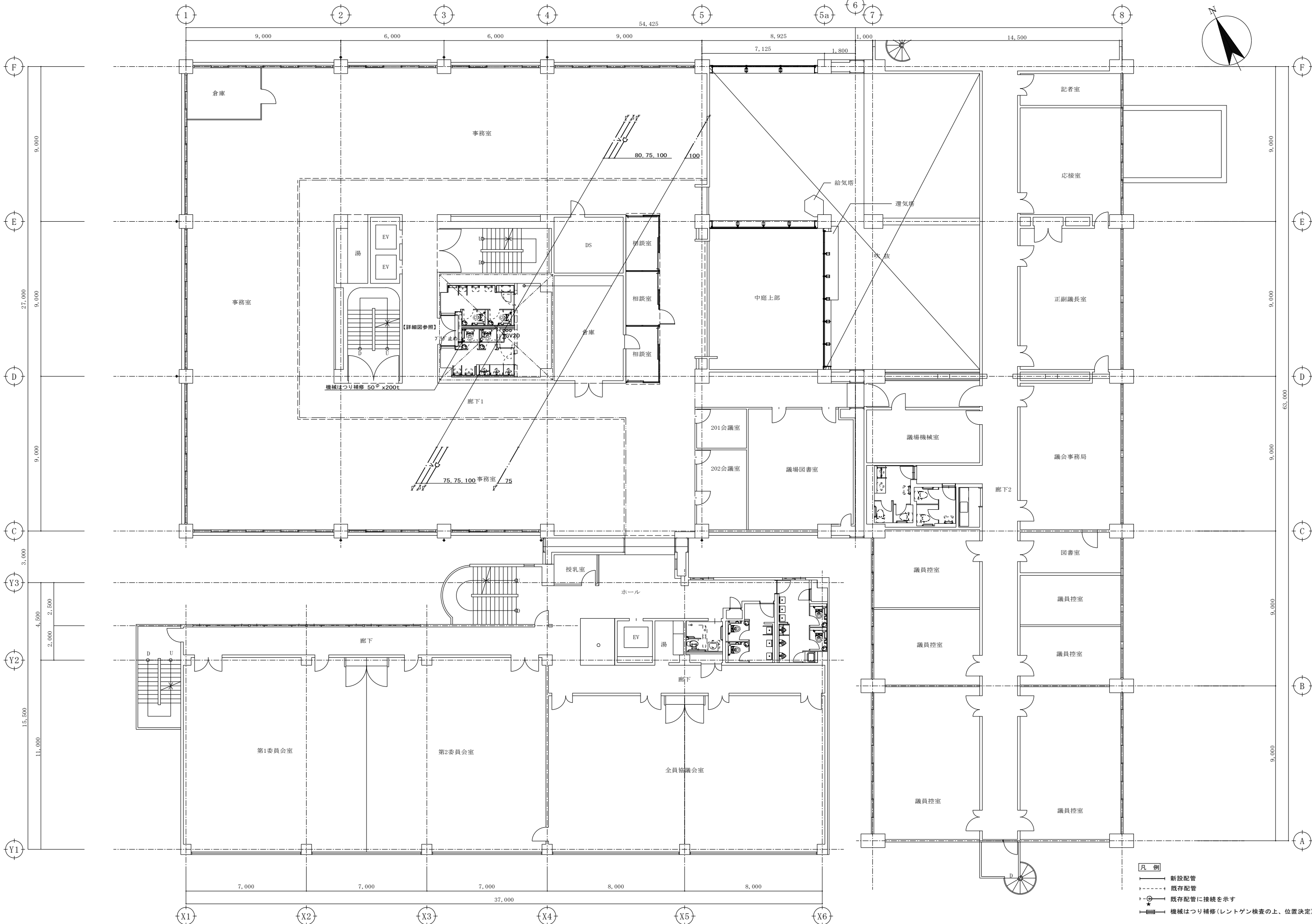


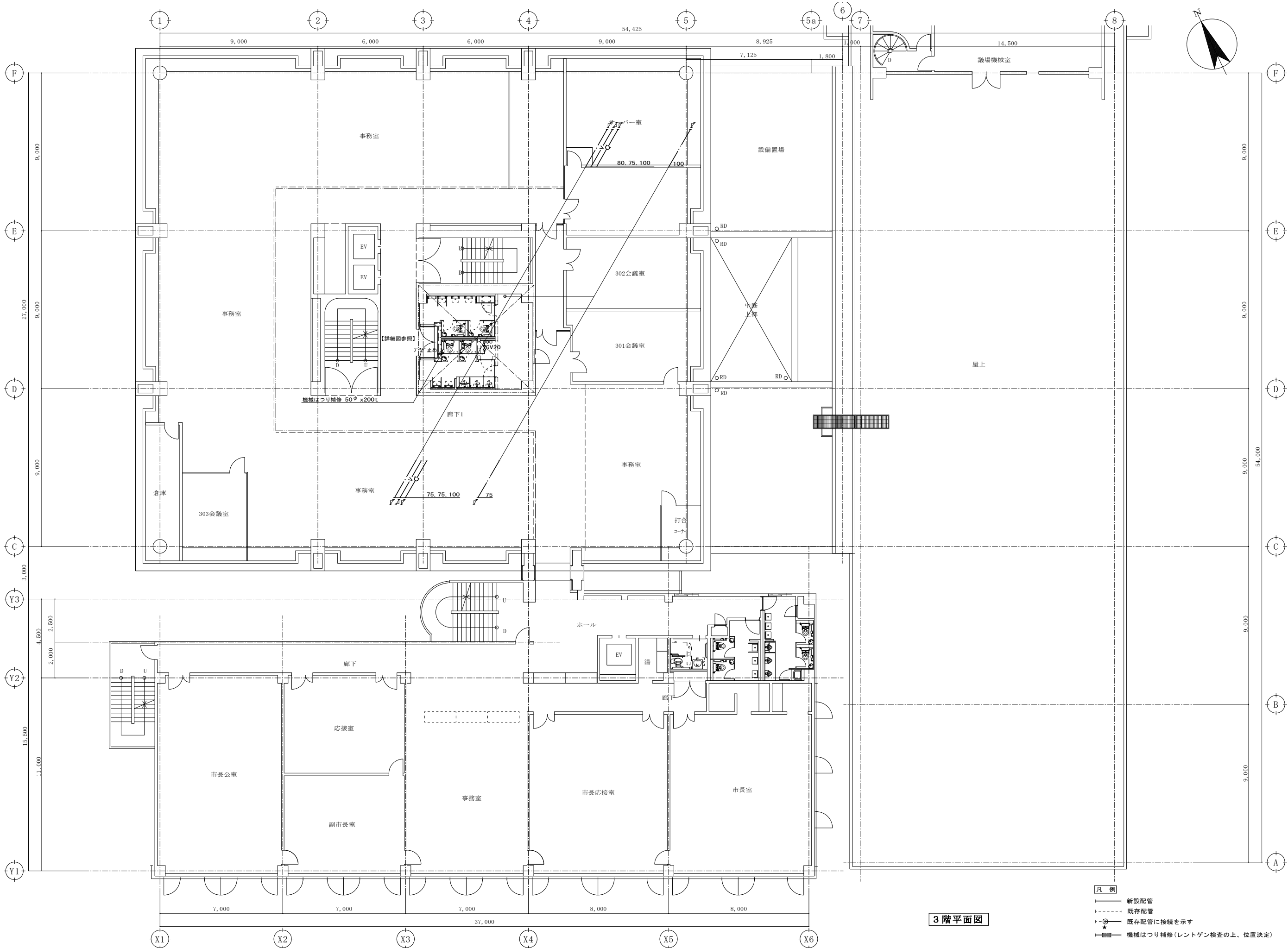




地下1階平面図



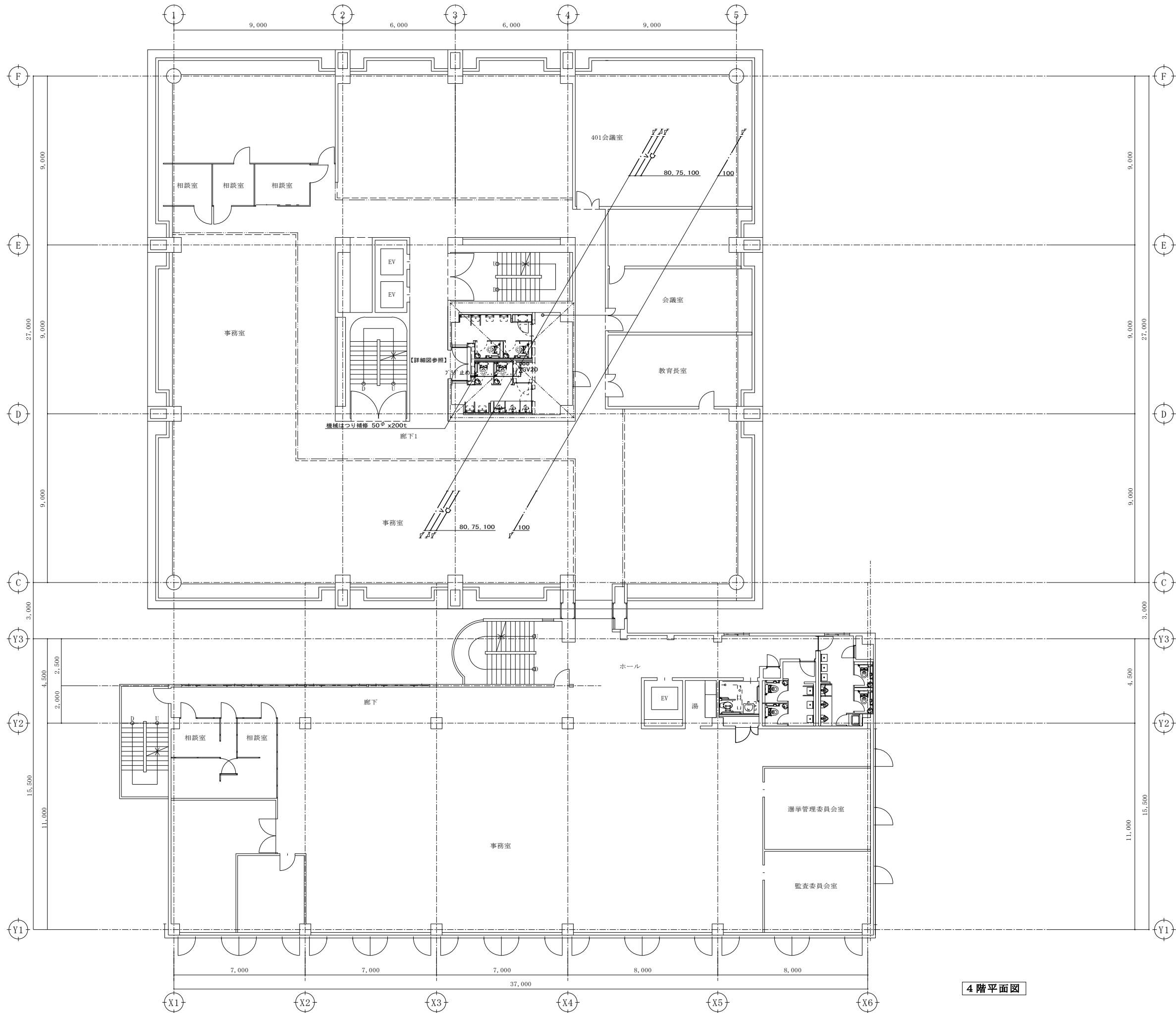
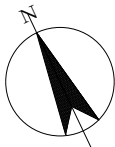




3階平面図

- 凡 例
- 新設配管
 - - - 既存配管
 - 既存配管に接続を示す
 - ★ 機械はつり補修 (レントゲン検査の上、位置決定)

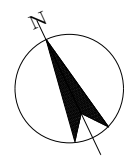
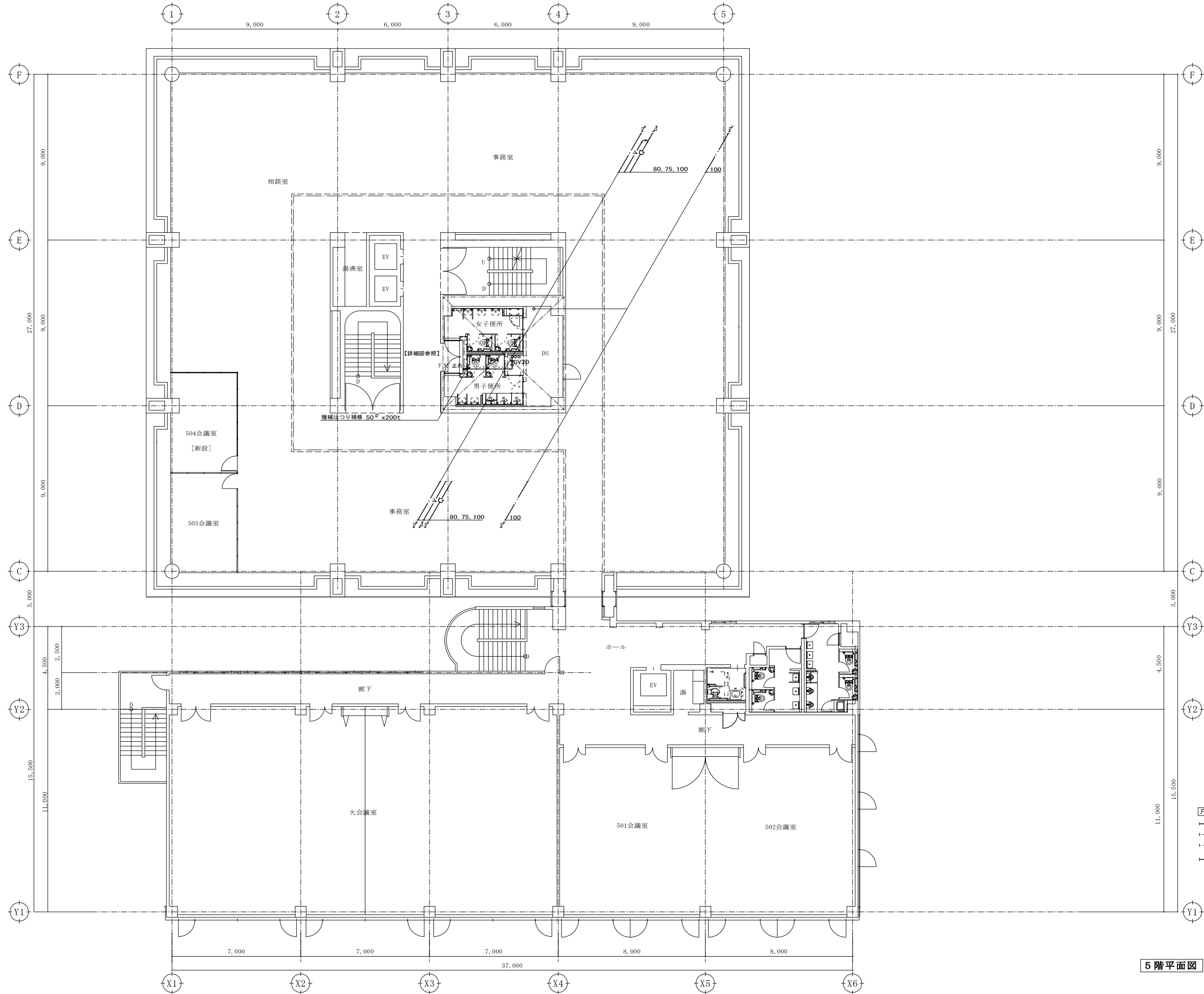
 株式会社 大誠建築設計事務所 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (3) 第9615号 代表取締役 一級建築士 小林 弘 幸		日 付	記 事	承 認	照 査	設 計	設計年月日	件 名	縮 尺	A1: 1/100 A3: 1/200	M- 217
								市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事			
								衛生設備 3階平面図【改修後】			
									一級建築士 第193004号	大形 一朗	



4階平面図

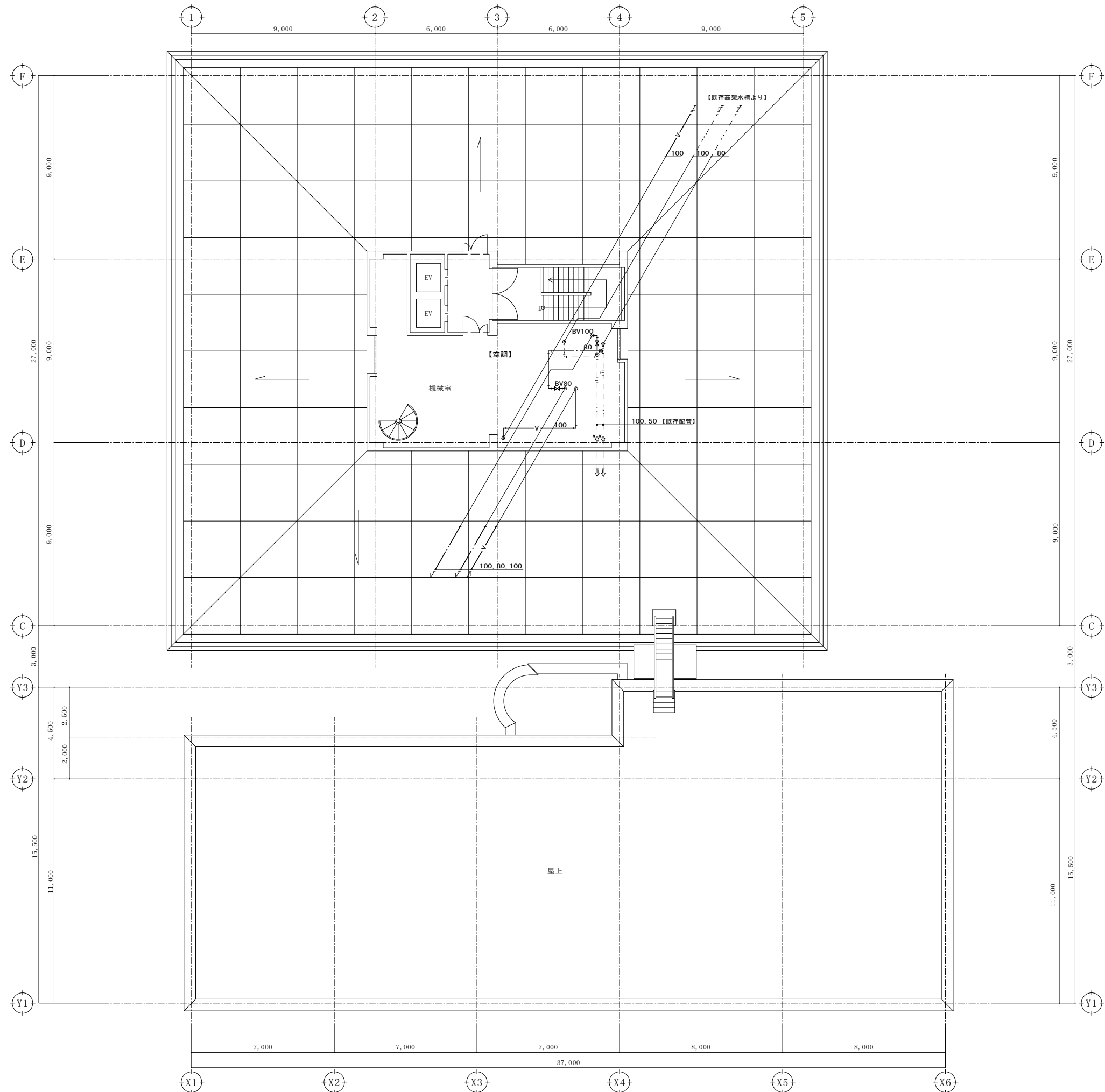
- 凡 例
- 新設配管
 - - - 既存配管
 - ⋈ 既存配管に接続を示す
 - ★ 機械はつり補修(レントゲン検査の上、位置決定)

 株式会社 大誠建築設計事務所 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (3) 第9615号 代表取締役 一級建築士 小林 弘 幸	    	日 付	記 事	承 認	照 査	設 計	設計年月日	件 名	縮 尺	A1: 1/100 A3: 1/200	M- 218
								市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事			
								衛生設備 4階平面図【改修後】			一級建築士 第193004号 大形 一朗

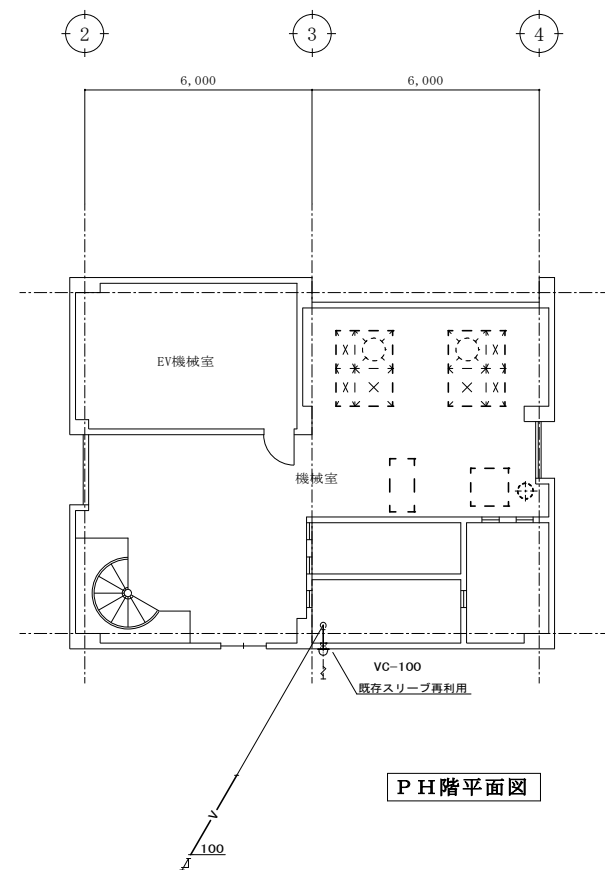


- 凡 例
- 新設配管
 - - - 既存配管
 - 既存配管に接続を示す
 - ★— 機械はつり補修 (レントゲン検査の上、位置決定)

5 階平面図



R階平面図



P H階平面図

	株式会社 大誠建築設計事務所 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (3) 第9615号 代表取締役 一級建築士 小林 弘幸		日付	記事	承認	照査	設計	設計年月日	件名 市庁舎本館事務棟ほかトイレ改修工事 図面名 衛生設備 R階・P H階平面図【改修後】	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 M-220	一級建築士 第193004号 大形 一朗

既存の上水給水立管（DS内）は、トイレPS内に新たな立管を新設後、各枝管に接続した後に撤去する工程とする。
また、給水系統の切替は閉庁日に行うこととし、断水期間が最小限となるよう施工する。

井水給水立管はDS内に先行配管を行い、あらかじめ本館事務棟トイレ以外の各枝管に接続する工程とする。
また、給水系統の切替は閉庁日に行うこととし、断水期間が最小限となるよう施工する。

